

## 第5回 京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチーム会議 次第

日時：令和6年10月15日

午後3時～

場所：市会第3会議室

### 1 京都市ケアラー支援条例（仮称）に対する市民意見募集の結果について

資料1 京都市ケアラー支援条例（仮称）に対する市民意見募集の結果

資料2 京都ケアラーネットの意見（京都市ケアラー支援条例(仮称)の条例素案についての意見書)

### 2 京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案について

資料3 京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案【本則修正箇所抜粋】

資料4 京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案【前文】

資料5 京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案【全文】

### 3 意見交換

### 4 事務連絡

## ■ 京都市ケアラー支援条例（仮称） 市民意見募集の結果

- 募集期間： 令和6年9月6日（金）～ 令和6年10月14日（月） ※ 39日間
- 意見の数： 392件
- 応募者数： 延べ148人

※ 「反映状況」欄に、以下の①～④の区分を記載しています。

- ① 今回新たに条例素案に趣旨を反映した意見
- ② 既に条例素案に意見の趣旨が一定反映されている意見  
(意見の分類以外の箇所において反映していたり、文言等は異なるが同趣旨の内容を反映している場合や、条例素案に賛同する意見である場合を含む。)
- ③ いただいた意見に対し条例素案での考え方について補足説明を要するが、意見の趣旨が条例素案自体を否定するものではない意見
- ④ 執行機関の施策に対する要望等

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
題名	条例名に「ケアラー」等の一般的な認知に乏しい単語を入れることに違和感を感じる。	③
	ケアラーが孤立せず、自分らしく生きられる社会をつくるための包括的支援等に関する条例	②
	「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」という長い条例名よりも、「京都市ケアラー支援条例」というシンプルな条例名の方が分かり易い。	③
	制定しようとする条例でカバーしようとする範囲が、いわゆるケアラーだけでなく、介護・介助等が必要な方の日常生活上の世話等をする方を対象とするのであれば、適切な名称を付した条例名だと思います。	②
	ケアラー支援、という名称自体、ケアラーを特別扱いしているように思う。	
	「京都市ケアラー支援条例」が簡潔で分かり易いと思います。「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」は長いだけで、意味は一緒だと思います。	③
	少し回りくどくて、わかりにくい気がします。ストレートな文言で、すっきりした言葉がいいと思います。代案は、思いつきません。	③
	ケアラーの意味が「介護・看病・世話等」の意味がありますが、当事者本人やケアをする双方ともに「幸福度」を感じられる繋がりのある支援条例であって欲しい。	②
	ケアラーという言葉を理解できるような副題が必要。	③
	題名は解りやすいですが、それと一緒にもっとキャッチーな短めのサブタイトルが欲しいです。	③
	ヤングケアラーに対して支援していかなければならないのでその通りだと思います。	②
	ヤングケアラー・若者ケアラーなどよく聞くようになり、以前と比べると「ケアラー」という言葉に馴染みが出てきたが、本当に周知されているのか？高齢の方々は、そんなカタカナでお洒落な言葉が自分に当てはまるという認識がないのではないかとそれを「自分のことだ」と思ってもらえるにはどうしたらよいのか？ 認知症の方の家族は、「ケアマネジャー」と接することは多いが、「介護保険」「要介護」などの「介護」という方が一般的なもので、「ケア」「ケアラー」などの言葉を浸透させることが必要だと思う。「ケアラー」や「ピアサポーター」の支援や活動を推進する取り組みが悪いとはいえないが、お洒落な名称で新しいことをしているような雰囲気醸し出して誤魔化されているような気もする。是非、そうならないことを願う。	②
	ケアラーという言葉も、馴染みが薄いし、何のケアかも分かりにくい。	②
	京都市ケア＆ケアラー支援条例 ケアされる当事者の支援内容が当事者に寄り添った内容（それぞれのケア-当事者の状況を踏まえた内容）であれば、ケアラーの負担・不安が軽減される。 ケアされる当事者中心の条例でなくてはならない。	③
	ケアラーという言葉自体の意味が分からない。一見して何の条例か不明。多くの人がそう思っていると思う。一部の人間しか知らない言葉を名称になぜ使うのか。わかりやすい日本語にすべき。	③
	中身を見る前に名称を見てケアラーとは何かさっぱり分からない。職員やそこそこの知識のあるものしか分からない単語は使うべきでない。市の条例なら、名称を見て何の条例か分かるよう変更すべき！	③
	仮称となっている「京都市ケアラー支援条例」のままでもいいかと思います。	③
京都市ケアラーの幸福追求権を擁護する条例	②	
異議なし。	②	
前文	ケアを受ける人の視点が全くない。ケアラーが自分らしく生活するとともにケアを受ける人も自分らしく生活すること、この共存が最も大事かと思う。	②
	「ケアラー当事者・支援者との共同の輪が広がる」とあるが、対等の関係でない者同士に共同の輪を広げるのは難しく感じる。	④
	・ 前文は不要である。必要な事項は第1条の目的に記載すべきである。 ・ 冗長過ぎる。	③

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
	<p>・ 歴史「ここ京都では、これまで、認知症、身体・精神障害など様々な分野でのケアとケアラーに関わる先駆的な事業や活動が先人たちによって展開され、根付いてきた。」→「ここ京都では、これまで、高齢者、身体・知的・精神障害、難病の方々など様々な分野でのケアとケアラーに関わる先駆的な事業や活動が先人たちによって展開され、根付いてきた。」</p>	②
	<p>・ 高齢者、知的障害、難病というワードは当事者としても入れて欲しいワードではないかと考えます。</p>	②
	<p>・ 「理念・目標」に地域包括ケアや多職種連携というワードを入れて、地域包括ケアシステムや共生社会の概念とのつながりを示した方がよいと思います。</p>	③
	<p>・ 「行政に求められていること」に「ケアラーやケアを必要とする人々を支える福祉サービスや人材の充実」は事実としてニーズがあるのではないかと考えます。</p>	④
	<p>ケアラーが社会から孤立することなく、安心して生活することができる京都市を実現することが大事だと思う。「孤立」や「安心」というキーワードを盛り込んだ方がよい。</p>	②
	<p>前文は、条例を制定するに必ずしも必要なものではないと思いますので、要素を多く取り込み過ぎて、冗長なものにならないようにすればよいと思います。</p>	③
	<p>経済産業省は令和5年11月に「ビジネスケアラー支援に向けて「企業経営と介護両立支援に関する検討会」を開催し、令和6年3月に「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」を公表するなど、「ビジネスケアラー」の支援に取り組んでおりますが、本条例の前文には、「ビジネスケアラー」の支援を推進していくように言及すべきではないでしょうか。</p>	②
	<p>前文の課題の要素の中で、ヤングケアラー、若者ケアラーとあるが、この2つの語の違いをどのように定義しているのか。</p>	③
前文	<p>ケアラー支援条例制定にむけて、真剣にとりこんでおられることに敬意を表します。ご苦労様です。ケアラー支援条例に関して考えていることを書いてみます。          ケアラーは主としてケアを必要としている人の家族、友人が無償でその対応にあたる人とされています。これは、家族や友人の自発的意思によってケアが取り組まれるという考えかたです。それは実際にその通りです。現在の社会は法律によってその正否が判断されることが多いです。          ところが、法律は権利、義務、契約というものを基本に物を処理するので、自発性を正面から問題にする性質がありません。そのため、自発性と契約の境界にある問題が、しばしばトラブルの原因となります。家庭内の問題、ハラスメント問題などがそうです。そして、ケアラーの問題も、本来自発的なものであったものが、経過とともに負担になり、制約になるという部分に課題があるでしょう。          現在の法律は、自発性で処理できるものはできるだけ自発性の範囲で対応してもらいたいという考えによります。民事不介入とか、家庭内、夫婦関係にはその独自性を尊重する立場です。それは一般的に認められていて、家庭内の問題に第三者の関与を拒否するのは常識的対応です。それはケアラーにも当てはまります。そういう前提で考えると、ケアラー支援のあり方にも、多くの配慮が必要です。本人の支援要請を待っている手遅れになるかもしれないが、積極的関与にも慎重である必要があります。          ケアラー支援条例は、支援を求めているケアラーがいるので、その人たちに支援を行おうという姿勢だと思います。しかし、実際にはケアラーであるのに自覚がない。現実には支援を求めているのに、その発想がないという場合も多いです。具体的な条文にそのことを盛り込むことは困難でしょうから、その点に、社会的理解を求めるような内容を前文に取り入れてもらいたいと感じます。</p>	②
	<p>ケアの必要性：一般的に若者（10代～40代位）精神障害の場合、継続して相談できるところが少なく対応してもらえるところが少ない。思春期→青年期→中年期に至り、退学した後に発症？した後等ケアが途切れ親等がケアする事になる。相談する事も病名だけで偏見を持たれる方もおられる為孤立しやすくなる。うまく行かない時でも選択肢と一緒に考えて幅広く考えて貰える方がおられると嬉しい。主治医の先生に連絡した後「一番困っている時に行政に連絡した時、担当が不在で明後日でない無理です」という事を話された時は困る。あらかじめ具体的なケアの仕方や連絡先の優先順位を教えてもらっていると助かります。ケアの負担が増えると離職の原因になりやすく、この先のケアラーの病気や高齢化で次に「親なき後問題」に繋がる。</p>	④
	<p>ケア、ケアラーという言葉になじみがなくわかりにくい。まず前文ではっきりと定義を述べてほしい。</p>	②
	<p>「ケアラーの身体的・質の高いケア」の箇所；家族、親族等が直接的にケアをすることを前提としているように受け取れる。</p>	③
	<p>理念・目標：「ケアラーの身体的・・・できる」→「ケアを受ける人とケアラーの身体的、精神的社会的健康は、等しく護られなければならない。」と書き換えることが必要。</p>	②
	<p>ケアラーとケアを受ける人双方の自己実現が明記されるとよい。</p>	②
	<p>ケアラーが自分自身の生き方を選ぶ権利があることを入れることが必要。</p>	②
	<p>支援を求めるとその声を聴くことの大切さをに入れてほしい。</p>	②
	<p>「理念・目標」2行目の表現は「～すべき」ではなく「～とともに支えあう関係を築く」の方がよい。</p>	②
	<p>“ケアは負担という視点だけでなくケアすることは「人の絆を深め心を豊かにする」そして本当の意味で 平和で豊かな社会を築くことになる”という内容の文を置かれることが必要。</p>	②
	<p>ケアラーへの支援とケアを受ける人への支援そしてケアにかかわる専門職の労働条件の向上と人材育成の拡充という3つは安定した社会のための不可欠の要素である。</p>	②
	<p>ケアが社会の基盤であること、ケアとケアラーの定義を前文の冒頭に入れ、京都市の価値観を示す。</p>	②
	<p>第2条にもあるが、定義を前文にも入れた方がよい</p>	②
	<p>介護、看護などの総称としてケアを、市民のところに定着できるような、そして現在、ケアをしている方の苦悩や辛さ、その一方でケアする喜びなどが伝わる前文にしてもらいたい。</p>	②
	<p>ケアは社会を支える大切な営みで、誰もが関わり得るものだからこそ、みんなで担っていくことが必要であるとありますが、その通りだと思います。ケアラーの人が例えば両親や障害者の人を見ていくので負担になりますが、それをみんなで支え合って（協力しあって）いくのが大切であると思います。</p>	②

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
前文	「ケアラー」という言葉をより周知させることが前文に書かれている「ケアラーへの社会的理解と支援、当該支援の認知度を更に向上させる必要がある」「ケアラーへの社会的理解と具体的な支援の拡大を図る」などに該当する。また、「社会全体で支える風潮・制度を構築する」ことは今後求められることだと思う。	②
	条例なので、具体的に表現しすぎると実施できることが逆に制限される可能性があるため、このような文章になるのは理解できる。条例とは別に、京都市として具体的にいつまでに何を行うかを明確にしてほしい。	④
	2つ目の文章「ケアラーの身体的、精神的、・・・あってこそ」はケアをするために健康であることが大切といった意味にも解かれてしまう可能性がある。3つ目の文章と合わせた形で表記してはどうか。 例えば、ケアラーが単にケアを担う人としてではなく、「自分自身の身体的・・・健康を求め、保持し、」を加える方がよい。	②
	課題について、閉ざされたケアラーの状態をどうクリアしていけるのか、条例ができてどう変わるのか考えています。 私の場合、精神障害の息子40代が、家を出て自立する気がありません。この話をするとすごく怒って、「逆に我々親が出ていけばいい」と話し合いになりません。本人にしたらすごく不愉快な話のようです。それ以来話してません。ただ、このまま親もゆりのある生活ではないので、親が出て自立はありません。ずっと3人でこの家で過ごしていくことを思うと息が詰まります。自立への道の手助けがほしいです。	④
	京都のケアとケアラーに関する先駆的な活動の歴史は、ぜひいれてほしい。	②
	前文最終項「今後の方針・決意」にある「ケアラーが安心し、かつ、希望をもって、自分らしくケアを担うことができる社会の実現を目指して、条例を制定する」を次のように修正してください。 ➡「ケアラーが安心し、かつ、希望をもって、自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、条例を制定する」 その理由は、前文「理念・目標」に示す「ケアラーが、単にケアを担う人としてだけでなく、この社会に生きる一人の市民として尊重され、自分自身の人生を全うし、自己実現をはかることができる社会の実現をはかる」ことを踏まえるからです。また、このことは「目的」での指摘とも整合性あるものです。原案のままですと、「ケアラー」というケアを担っている暮らしの人が、さらに「ケアを担うことができる」と重ねて強調されることは、「ケアラー」の枠内に閉じ込められるという印象を拭い去ることができません。これはこの条例の本意ではありません。ケアを担うということを含めて就労・就学等の社会参加や家族形成など自分自身の人生のすべてを包摂した「生きる」（あるいは「生活する」「暮らす」）というワードで括するという表現こそが相応しい、と提案します。	①
	前文「課題」にある「ケアラーの多様性」に、「仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー」「育児と介護のダブルケアラー」も加えてください。	①
	前文「歴史」では、日本を代表するケアラー組織となった「認知症の人と家族の会」や精神障害者の分野では「日本のゲール(ベルギーの地名)」と称された旧岩倉村の家庭看護の取り組み、日本で初めての盲聾児の学校(京都盲聾院)などは、既に歴史的評価の定まった事実としてあることから明記してもいいのではないかと、と思います。	①
	京都の特徴を踏まえて書かれているので、宜しいかと思えます。	②
	すごく分かりやすく素晴らしい前文でした。	②
	(前文の要素案に) 課題「介護の社会化」への取組・制度も随分と充実してきた」とあるが、果たしてそうか。例えば、訪問介護等の実態は非常に厳しく、事業者の撤退も少なくない。こうした傾向は特に「総合事業」が始まって以来著しい。こうした現実が要介護者とケアラーの実態をますます深刻化している。国の施策を無批判に受け入れている現実には行政として無責任と言わざるを得ない。このままでは介護保険制度は要介護3以上の人々を特養等に終身入所させるだけの制度となるのではないかと強く危惧するものである。 「ケア」とは、よりよい社会関係・人間関係をベースにすることで充実するものである。その意味においてコミュニティをベースにした展開が望まれる。そのため、企業も各種の社会的機関もコミュニティを発展させるための社会的責任を自覚し、実践しなければならない。京都市には優れた企業や機関・団体が少なくないが、労働者や顧客の社会生活、市民生活を大事にする大いなる責務がある。	④
	要素案における「今後の方針・決意」の文中の「共同」は「協同」の方が良いと思う。	③
題名、前文	ケアラーという名前がヤングケアラーのことだと考えてしまいがち。前文に説明が必要。	②
第1条	「学校等の責務」を定めるのは若年介護者をターゲットとした条例と思われるが、未成年者が介護を行わざるを得ない状況こそが問題であり、被介護者自身が社会福祉サービスを受容すべく積極的に行動すべきではないか。被介護者の自助努力の定義も必要ではないか。	④
	ケアされる人と、ケアラーが、生き生きと、希望を持ちつつ、安心して暮らせることが大事だと思う。その点を、目的として、わかりやすく表現してほしい。	②
	「自己実現」という言葉があいまいでわかりにくい。他の言葉で置き換えることが必要。	②
	特に、目的には、全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会を実現することを目指すことである。それは果てしない目標と感ずるが、理想を掲げなければ未来がないことは自明の理である。だからこそ本気で、その実現を目指せる社会になってほしい。実際にケアラーはケアすること、自分の生活を、家族の生活を維持することが精一杯であり、市民としての役割を担っていけないケアラーの多く存在する。そのケアラーに本当に光があたるのだろうか。行政や関係機関が積極的に動くことで、それで市民もついていく、それが現実だと思う。ケアされる家族がいない、自分がケアラーでない限り、別の世界の出来事に思うのは、全ての市民、国民が時間に追われた生活を余儀なくされている、それは仕事でも余暇でも同様である。前ばかりを見て、足を止めることなく日々を邁進する生活で、横を振り向く余裕がどれだけの市民にあるのか。この目的を遂行できる機関車はやはり行政と関係機関なのかと思う。だからこそ輝く目標を掲げてほしい。	②
	「もって全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、」は「もって全てのケアラーが、基本的人権を守られ健康で文化的な生活を営み、」としては。何人も基本的人権を守られることは当然であるが、現実には残念ながら決してそうではない。特に弱い立場にある者ほど人権が無視されていると思う。	③

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
	<p>ケアラーの定義について、幼いきょうだいの世話をすることもヤングケアラーに含まれると思うが、「高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族～」という表現では、幼いきょうだいの世話をしているヤングケアラーがケアラーの定義から外れてしまうのではないかと。</p>	③
	<p>ケアの定義について 「世話」と「援助」という表記ゆれはよくないと思います。世話と援助と表記を変える意図を説明するのは難しいと思われるので「援助」で統一するのが妥当かと考えます。</p>	③
	<p>ケアラーについて 育児・子育てが入っていないので入れた方がいいと思います。</p>	③
	<p>学校等の定義について 大学生等は18歳以上ですのでヤングケアラーではなくケアラーと表記すべき。</p>	③
	<p>第2条のヤングケアラーの定義を18歳以下としているが、これでは大学生や専門学生を含まなくなる。いわゆる学生を含めてもらいたい。</p>	③
	<p>第2条（定義）に「子ども支援」を加えてください。子ども支援には子ども食堂、子どもの居場所づくり、不登校の子ども相談、外国にルーツを持つ子ども達への支援、日本語教室などのボランティア活動が含まれます。</p>	④
	<p>第2条では、「ヤングケアラー」を「おおむね18歳未満のもの」としているが、子ども家庭庁の通知（令和6年6月12日）では、ヤングケアラー支援の対象年齢として、子ども・若者育成支援推進法は、おおむね30歳未満の者を中心として、施策内容によりおおむね40歳未満の者を対象としているとなっており、法律よりも条例の方が狭く定義されている。18歳から30歳未満の者、もしくは40歳未満の者はヤングケアラーではなく、支援対象外という条例になってしまうが、それで良いのだろうか。</p>	③
	<p>第2条第2号で、「ヤングケアラー」が出てきますが、当該者の定義は不要なのではないでしょうか。</p>	③
	<p>議会のプロジェクトチームをみました。 民間支援団体とは、一部の当事者団体が自己の利益を叫ぶために記載されたものでないですか？民間支援団体、という怪しい団体は、一体どういった団体なのか分かりません。</p>	
	<p>ヤングケアラーについて 第2条で「おおむね18歳未満」とする定義があるが、これを、「おおむね18歳未満または、学校等に就学中のもの」に改善する。これにより、就学中18歳以上になる対象者を枠外とする誤解をなくす。また、大学生等のケアラーもヤングケアラーとして取り扱うことができる。</p>	③
	<p>第2条で「ビジネスケアラー」についての定義が必要ではないでしょうか。</p>	②
第2条	<p>「ヤングケアラー」については、18歳未満となっていますが、文部科学省が「ヤングケアラーを含む心の相談窓口」を設置しておりますが、京都市の条例では、18歳の高校3年生は「ヤングケアラー」ではなくなるので、相談しにくい状況になるのではないのでしょうか。令和6年6月12日付けの「子ども家庭庁長官通知」では、ヤングケアラーの支援の対象年齢として「子ども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得る。」とされています。京都市は支援対象年齢を狭めようとしているのでしょうか。</p>	③
	<p>第2条第2項について 社会・経済（文化も入れる？）的な理由により、ケアとなる人も対象にならないのでしょうか。例えば、過度に強い性別分業規範を持つ家族が、女兒にのみ家事や家族の世話を行わせる場合が考えられます。また、親が仕事に追われて家事をする余裕がないために、子どもに家事や家族の世話を過度に引き受けざるを得ないケースもあるかと思われます。そうしたケースでも、ケアを引き受ける子どもたちは、基本理念に掲げられた「自分らしく」生活を営むことは難しくなります。 しかし、この条文案では、これらのケースに該当するケアラーが支援の対象者から除外されてしまうのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。</p>	③
	<p>ここでは、「ヤングケアラー」さらには18歳以上の「若者ケアラー」について本条例でも定義しておくことが必要だと考えます。 その理由は次の通りです。ヤングケアラーや若者ケアラーにおいては成長・発達やキャリア形成など将来の社会生活の基礎となる時期にあることを特段考慮する必要があることから、条例において、特段に強調すべきです。本条例の先行自治体で「ヤングケアラー」はシンボリックな政策用語として強調されてきましたが、その意義はいまなお変わりありません。 また、ケアを担う概ね30歳未満、施策によっては40歳未満までを支援対象に加えた「子ども若者育成支援推進法」改正（2024年6月）以降の環境変化も、その後の自治体条例での「ヤングケアラー」の定義を必要としています。すでに実施している18歳未満のヤングケアラー関連事業との混同を避けることへの配慮から18歳を超えたケアラーを「若者ケアラー」と定義している先行自治体もあり、本条例においても、同法の支援対象の範囲内である18歳以上おおむね40歳未満のケアラーを「若者ケアラー」と定義することも考えられます。</p>	①
	<p>ヤングケアラーの定義を18歳未満としているのは、18歳の高校生をヤングケアラーとして対象とせずに、支援しないという事でしょうか。</p>	③
	<p>前文に触れられているワーキングケアラーの定義はないのでしょうか。</p>	③
	<p>(3) ケアラーの定義ですが、日本ケアラー連盟のケアラーの考え方と比較すると「アルコール依存症」「薬物依存症」や「ひきこもり」の家族のケア、「遠距離介護」や介護とは言えないまでも「遠距離に居住する家族の様子を見に行く」などのケアをするケアラーについても、ケアラーの定義の幅を広げた方がよいと考えます。</p>	③
	<p>定義の(5)と(7)の文章ですが、関係機関に民間支援団体も含まれるのではないですか？</p>	②

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第2条	第2条（1）ケアの定義の中に、「見守り」を含めていただきたいです。 私は子どもの頃に京都市で精神障害の母親と暮らしていました。母は、病状が悪いときには何日も風呂に入らず、少し話しかけると何時間も怒鳴り続けたり、布団やパソコンを窓から投げ捨てたりといった行動がありました。私は母を「援助」していたという意識はなく、単に同居して「見守り」ことに疲れていました。こういう経験もケアの定義の中に含めていただきたいです。	②
	（1）ケア「介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。」この定義は介護保険制度におけるADL介護中心のイメージが強い。ケアの真の目的は当事者等のQOLの向上にある。QOLはよりよい人間関係のもとで向上することができる。したがって、「介護、看護、日常生活上の世話及びQOLの向上に（又は、生活の質の向上に）必要な援助をいう。」としては。	③
	（2）ケアラー「無償でケアを提供する者をいう」を「無報酬でケアを提供する者をいう」とした方が誤解されないのではないか。	③
	（2）の（）の中のヤングケアラーの説明は必要だろうか。もし説明するならば若者ケアラーの説明も必要ではないか。	①
	（5）関係機関 この中に社会福祉協議会や共同募金会等も含まれるならそれらも明記してはどうか。それとも社会福祉協議会や共同募金会は（3）に含まれるのか。	③
	（6）学校等 パブコメ冊子の説明に「ヤングケアラーと関わり」とあるが、となると18歳以上の者の教育や学習に関わる学校等は除外されるのか？	③
前文、第2条	前文要素案の「難病」と第2条第2号の「疾病」など、言葉の統一をすべきかと思われる。 また、障害の範囲から「知的」が抜けている。	③
第1条、第2条	望ましい、あるべき論は理解できるが、わざわざ時間と労力をかけて定める??必要ないのでは?コレで困っているどれだけの人が救われるのか、疑問。	
第3条	ケアを受ける人の視点が全くない。ケアラーが自分らしく生活するとともにケアを受ける人も自分らしく生活すること、この共存が最も大事かと思う（前文への意見と同じ。）。 被介護者の自助努力を促す理念も必要ではないか。	② ④
	ヤングケアラー支援については、第3条に示されているが、ワーキングケアラー支援については触れられていない。そもそも、第2条において、ワーキングケアラーの定義もされていないが、このケアラー条例は、ヤングケアラーに特化した支援条例を基本理念としているような印象がある。	③
	第3条2号の「家族等」や同上3号の「言語等」など、定義なく「等」が使用されている箇所が多いような印象を受けます。家族等にはどの範囲を想定し規定しようとしているのか、また、言語等の「等」は何を指すのか不明であるため、その点は整理をしてはいかがでしょうか。	③
	ヤングケアラーに対する支援について、ヤングケアラー自身の意向を把握することは非常に重要。多感な時期でもあり、成長や発達度合いに合わせた丁寧な対応が必要。	②
	今が一番幸せと感謝できる世の中でありたい。 精神の場合入院の種類に、任意入院・医療保護入院・応急入院・措置入院等があり、個人の医院の先生が処方薬を変えたいと考えられていて、限られた精神科の入院施設を進めたいと思われいても、先に進まない事が多い。（入院施設は症状に合わせてもう少し数があれば良いと感じています。又精神科も綺麗な施設を希望する）今はかなり症状が酷い時だけの入院の様思う。	④
	その通り。	②
	支援に当たっては、本人がまだ子どもであることを考慮して、慎重にその意思を尊重していくことが大切であると思います。それもその通りだと思います。	②
	ケアを社会全体が支えていく具体的な活動をしてほしい。 相談窓口を行政区に設置してほしい。精神障害者をケアしていますが、病気になった25年前頃は、保健所の役割が大きく、定期的な病状の聞き取りや、家族教室の案内など積極的なかわりがあったが、今は全く機能していない。	④
	ケア当事者とケアをしている者の現状を、市は、ケア当事者とケア支援者の声を何度も聞きながら、支援団体の皆さんと継続して審議をおこない、ケア当事者やケア支援者に寄り添った支援をしていかないとこの条例を作った意味がない。	④
	（5）にある「自立」は「自立・自律」としてはどうか。	③
	（6）「ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容等ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、」は「ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容及び関係する公的制度等ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、」としてはどうか。近年の介護保険制度等の改悪は目に余るものがある。このままでは介護保険制度は実質的に崩壊する危険性すらあると思われる。	③
京都市の責務としては、既に行っている社会福祉施策を継続する事で良いと思われる。更なる福祉施策を実施する必要はない。	④	
第4条4項について 市の責務として市民や関係機関に提供する情報は、住所をはじめとする個人情報を含みますか？ ケアラー支援の大きな課題の一つは「支援団体がケアを必要とする人とつながることができない。」ことにあります。 支援を実施する機関や市民団体がある一方で、それらを必要としているひとがどこにいるか探る・発掘することから始めさせていることが、支援団体を疲弊させます。また、支援情報が届かないことは、ケアラーの孤立を深めます。	④	
第4条（本市の責務）にボランティア団体から推薦状の要請があれば積極的に推薦状を書くことを明文化してください。子供食堂を例に説明しますと、こども食堂の運営には助成金が必要です。助成金の申請にあたっては多くの場合公的機関の推薦状が求められることから主管の社会福祉協議会に依頼するのですが、さしたる理由もなく断られるのが常です。市がケアラーの支援していただく上で、社会福祉協議会に対して積極的に推薦状を書くことを責務として明文化していただきたい。	④	
「本市の責務」は、市長？現在のある部局？今後新たな部局が設けられるのか？	④	
条文中の「本市」の責務とある内容の「責務」を担う最高責任者を明記することが必要。	③	
第4条に本市の責務と記載がありますが、市のどの部署が実務を担っていくのか、不透明な表現と感じます。条例施行後に決まっていくものなのかも分かりませんが、日常生活に困っているケアラーは、市の何処に相談したらよいのか、迷ってしまわないでしょうか？	②	

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第4条	ケアラーに焦点を当てた支援は素晴らしい。しかし、本市の責務に関しては内容が不十分である。本市の責務に、ケアラーをケアする事業者(学校関係者、介護関係者、医療関係者)への支援を追加してほしい。なぜならば、学校現場や介護現場の人手不足が深刻な状況下では、ケアラーの負担を事業者に転嫁したところで、状況が改善するとは思えないからだ。社会全体でケアラーをケアするというのであれば、市として介護職員や教職員を増やすためにお金を使っていたきたい。	②
	「本市」とは、誰のことなのか。責務の所在を明らかに示してほしい。	③
	第1項に「施策を総合的かつ計画的に推進し、及び実施するものとする。」とあるが、より具体的に「ケアラー支援に関する総合的推進計画を策定し実施するものとする。」としてはどうか。第11条の関係。	②
	第2項に「実態を把握するよう努めることとする。」とあるが、実態調査を行うに際しては質問項目や分析方法等に関して事前に当事者等の意見を聴くようにしていただきたい。	④
	第3項に「ケアラー及びその関係者の意見を踏まえ、」とあるが、明確に「協議体の設置」とすべきではないか。そして協議体には当事者や関係団体等の代表を含むことも明記すべきである。第12条の関係。	③
	第4条第3項において、連携先に学校等を含めなくてよいのでしょうか。同項に限らず、事業者、関係機関又は民間支援団体が登場する規定において、「学校等」を含めていない規定があるような印象を受けます。	③
	条例を制定してまでケアラー支援に取り組もうとしているが、京都市が実態把握することが努力義務では、姿勢が弱腰ではないか。	④
第5条	市民の役割に被介護者となった際に行政へ自身の福祉対応を願い出ることを義務付けるべきではないか。	④
	ケアを必要とする本人及びケアラーや家族等の当事者たちにとって社会的孤立が最も深刻な問題である。しかし、中には近所付き合いなどを嫌がる人々も少なからず存在する。そうした人々への適切なアウトリーチを誰（どの組織や団体、専門職）が行うべきかは重要な課題である。	④
第6条	第6条2項について ケアラーによって必要な支援はことなるため、このような包括した書き方になっているのだと理解しますが、事業者の役割が大雑把であり、具体性に欠けています。 配慮とは何か、情報の提供とは何か、必要な支援とはどのようなものなのか。それらの一例を含めて記載するのはいかがでしょうか。 例えば、「～その意向を尊重しつつ、勤務時間や勤務地の配慮、医療・介護制度やケアラー支援に関する情報提供、その他、メンタルヘルス支援など状況に応じて必要となる支援を提供するよう努めるとものとする。」	④
	事業者の役割として、ケアラー全般への配慮が必要になっているが、第8条の学校の役割がヤングケアラーの支援を中心としているように、事業者はワーキングケアラーの支援を中心にするべきだと思うので、支援対象者を明確化した方がよいのではないかと。	②
	6条の事業者の責務に、ケアラー当事者が雇用を希望する場合は、ケアラーの置かれた状況へ合理的配慮を行った上で市雇用することも盛り込んでほしい。	④
	育児休暇、介護休暇その他、「ワーク・ライフ・ケア・バランス」の推進は全ての事業者の社会的責務だと思うが、小零細企業所にとっては決して容易な課題ではない。しかし、「ワーク・ライフ・ケア・バランス」の推進はそうした事業者にとっても事業の継続のために不可欠な取組である。そのためには、事業者の積極的なイノベーションを支援する取組が重要である。	④
第7条	第7条「関係機関の役割」に関する条例の前提となる「関係機関の定義」とその役割について提言します。 私は第一子出産後半年で母と祖母の介護が必要となりましたが、子どもは問題なく育っており、区役所のはぐくみ局では当時、ダブルケアラーを支援すべき対象と捉えていないようでした。子育て支援の現場では子どもと一緒にプログラムが中心で、親の介護に関する相談ができる雰囲気ではありません。 関係機関とはどこまでを指すのでしょうか。日常的に介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行っている機関と定義するのであれば、一部のケアラーは支援にたどり着くことが出来ない可能性があります。 関係機関の役割あるいは市の責務として、各部署の窓口対応職員、あるいは委託事業を行う事業所職員への研修を実施すべきではないでしょうか。また、子ども食堂やこどもの居場所事業に取り組む団体にたいしても、同様の研修が必要です。本条例の対象に教育委員会が含まれるのであれば、PTAの役割のあり方も変えていく必要があります。	②
	各関係機関の役割、連携等は極めて重要であるが、行政が安易に関係機関を下請け化するようなことのないように、行政としての責務と関係機関の責務を明確に区分すべきである。	④
第8条	第8条（学校等の役割）の中で、（4）として「他の関係機関、民間支援団体等と積極的に連携するよう努める」とありますが、これだけでは実効性はありませぬ。これまで個人情報等の理由で学校は社会福祉協議会との連携は殆どなく、民間支援団体との連携は皆無です。個人情報を超えて連携できる具体的な条件を提示してください。	④
	第8条で、対象をヤングケアラーにとどめているのは、不十分と考える。 成年に達しているものでも、ケアラーとしての生活の結果高校生になっているものもある。こういった、ケアラーを対象から外してはならない。	②
	学校等がヤングケアラーを把握することや必要な支援を行うことが努力義務では、条例を制定する意味が感じられない。	
	学校にヤングケアラーの発見と支援体制構築を求めているのはよいが、学生が含まれていず、大学や専門学校に対する要求がないように読める。対象に学生を含め、大学、専門学校にも支援体制が必要なことを明確にする。	②
	ヤングケアラーを中心に、ケアラーに関する課題の認知度は高まりつつあるが、その実態や適切な理解が進んでいるとは言いがたい。研究機関が多い京都市として、大学などと連携し、ケアラーに関する研究を進め、理解が高まるような情報提供を市民や全国に発信すべき。 学校等の役割では、学校関係者の理解を高める必要がある。学校等に過度な負担がいかないよう、対応方法については、関係機関からの学校への支援・情報提供を検討すべき。	④

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第8条	園児自身をヤングケアラーとすることに違和感があります。 また、仮に定義上そうなるとしても、幼稚園等に行っていない未就学児、さらには非就学・不就学児がヤングケアラーの場合、学校等に代わって支援するところは具体的にどのようでしょうか？	④
	学校の役割は非常に大切で条文に書かれていることは必須だが、現在の学校現場の状況を考えると、教師や関係者の負担がさらに大きくなることを危惧する。条文に、「実施のための学区現場の体制整備を行う」当内容が必要。	④
	「学校等の役割」、ヤングケアラーに関する文言ですが、もう少し広げて「ケア教育」を学校教育の内容に加味する「学校活動」、「道徳」、「社会科」などに取り入れるような文言があっても良いと思いました。	④
	ヤングケアラーに限定した記述になっているが、18歳以上の学生等に関してはどのように考えているのか。教育委員会の所管ではないということなのか。	③
	学校の役割は、努力義務ではなくて、今や義務とするべきではないかと思えます。	
第4条～第8条	ケアラーが抱えている問題として虐待を行うリスクがあると考えられますので、虐待リスクに対してそれぞれどういった役割を担うか明記された方がよいと考えます。	④
	議員提案の条例なので、議会の役割の規定はないのでしょうか。市が定める条例なので、市民の代表である議会に関する規定は設けられないのでしょうか(市民に含まれるのかもかもしれませんが)、言い出した当事者である議会・議員は何をしてくれるのか、有権者として気になりました。ケアラーに関することだけでなくあらゆることに関する市民の声を受け止め市に要望する等の役割が議会にはあるので、この条例で規定する話ではないのかと思いますが、条例とは違う形でも議会・議員は一般市民とは違う公の人なので自らの本件に関するより強い使命を示すものがあればと思いました。	
	民間支援団体の責務がありません。支援団体と言いながら、責務はない。随分無責任な団体なので。民間支援団体の責務を記載してください。	③
	本市・事業者・学校等では、誰が責任を持ち、進めていくのかのイメージがわからない。 市長、他の事業者の長、学校長が、責任を持ち、実現に向けて遂行すると明記すべきだと思う。責任者が明確でないと、実現にむけて動けないと思う。	④
	市民等は自分の家族にケアする家族が現れ、自らがケアラーにならなければ実感もわかないし、ケアについて関心も正直あまりないと感じるのは自分の体験からである。介護という言葉は知っているし、イメージも沸くが、他人ごとであった。関心はあれど、他人の家のできごとみたいな感覚を持っていた自分はあるべき市民ではないのだろうか。悪く言えば、これが現実だと思う。だからこそ、行政・関係機関の役割は尚更重要です。	④
	望ましい、あるべき論は、理解できるが、そもそも、こういう内容を定める必要があるのか、大いに疑問。コレでどれだけの困っている人が救われるのか？既に国民の負担で制度化されている介護や障害で困っている人がいるならば、そっちの制度で充実すべきである。国民から高い税金、社会保険料を天引して、明らかに、国の怠慢。ヤングケアラーも、家庭内のルールとの線引きが難しいし、どこまで、何ができるの？疑問しか残らない。	
支援の輪が幅広く、繋がりがある、分かりやすい内容を期待しています。	②	
第9条	介護者の支援は一定の必要性を感じるが、やはりまずは被介護者の自助努力による社会福祉施策へつながる方法を求めるべきではないか。	④
	第8項のその他の項目に委ねるのではなく、ハッキリと、ケアラーを拾い上げる施策についても規定してほしいです。今の内容はケアラーを拾い上げた後にどうするかの規定ばかりです。	②
	第7号の「情報の提供」とは何の情報指しているか規定から読み取れないのですが、このままでよいのでしょうか。	②
	税金を投資する必要があるのか？結局、民間支援団体が食い物にするのではないのか？必ず、適切な支援になるよう、強力な審査を希望します。	④
	ケア対応によって、ヤングケアラーが必要な教育機会や友達との交流を意図せず失うことはあってはならない。教育機会や友達との交流ができる環境を整えるため、京都市としてできる施策を進めてほしい。また、京都市や全国におけるケアラーの現状や課題の実態について、大学等の研究と連携し、市民などに必要な情報提供をしてほしい。	④
	私は昔、ヤングケアラーとして祖父母の介護をしていた経験がある。 学校で子どもが相談する身近な相手は先生になると思うが、最近は、先生が忙しすぎて、なかなか相談もしにくいのではないかと思う。 例えばスクールカウンセラーなど、先生以外にも話を聞いてくれる人が学校にいれば、子どもたちも相談しやすくなるのではないかと思う。 ところが、スクールカウンセラーは非常勤の方が多く、1年など短期間で変わってしまうため、もっと長期にわたってしてくれる人がいた方が、相談しやすくなると思う。 ヤングケアラーを支える環境を大人たちが作ってあげないといけないと思う。	④
	ケアラーは、ケアをする中で健康をそこなったり、そのことも含めた原因で離職することが多いです。この場合、ケアラーの経済的支援は、どこが窓口でどんな支援になりますか？	④
	精神：発症した際：学校での対応が（高校や大学）、不登校の際は、高校「単位がなくなりこのままだと留年になります。どうしますか」、大学「精神科で診断書を貰ってきてください」、それ以上の話や選択肢はありません。親が子供と相談しますが、最後は親が決断する事になります。一定のレベルに達していないと切り捨てられる様に感じました。仕方ないのですが、教育者の方にも医療や心理学やケアについて学習していただきたいとも感じました。	④
	(2)に、相談窓口を設置すると明記してほしい。	④
	支援が必要な場合の相談先を新設、あるいは既存の窓口の機能拡大などを条文に入れるべき。	④
	生活するためには経済的支援も必要。	④
	相談窓口を明記してほしい。	④
ケアラー支援について財政的側面は重要。サービスの内容の拡充とともに、利用可能な財政施策が不可欠。	④	

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第9条	<p>ケアラーが就労、就学、休息、休養その他の事由によりケアができなくなった場合に、一時的にケアを提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関する施策。 特にここはとても重要である。義務教育期間の支援はケアラーの学習権を守ることであり、子どもの成長にとってこの時期にしか習得できないものがある。学習、仲間とも交流であり、それも含めた学校生活。20歳になってからでも、30歳になってからでもという訳にはいかない。その子の一生を左右する時期なので、ケアラーには手厚い支援が必要になる。しっかりした施策を実行してほしい。</p>	②
	<p>やるべきではない。</p>	
	<p>第9条(4)には、ケアラーの健康状態や社会環境が原因で、ケアの継続が困難になった際の対応策が記載されていますが、具体的には、ケアが必要な対象者をショートステイのような施設に受け入れてもらえるのでしょうか？介護保険や障害福祉領域では、ショートステイの供給量が少ない状況だと思いますが、どの様な仕組みで、一時的なケアを提供していくのか、もう少し詳細に記載があるべきだと感じました。</p>	④
	<p>この病気は気持ちの変化が常にあるので、高ぶっているときはどうしようもなく、家にいてられないときがあり、親は外で時間を過ごします。ただ、時と場合によっては、行くところがなく、ホテルに泊まるのも大変です。いつでも受け入れてくれる避難所があると助かります。</p>	④
	<p>第三に家族会のメンバーから、希望として異口同音の形で述べられたことは、相談の窓口を一つにしてほしい。話を聞き置くだけでは、徒労感を与えられるだけだということです。その窓口に行けば、具体的なプランが示されて、少しでも現実的動いてもらえることにつながることを期待されています。市民が行政の窓口を訪れるのは、切羽詰まった場合が多いです。そこで、何の方向性も示されなければ、失望感しかありません。京都市の各区にケアラー支援の窓口を置いて、ケアラーに関わる各種の問題に、適切かつ迅速に動いてもらえる体制が強く希望されています。ケアラー支援条例が制定されて、なるほどここが変わったなあと思えるような工夫を是非お願いします。 最後に、京都らしいケアラー支援条例が成立することを願っております。</p>	④
	<p>介護している親が、疲れた時に、逃げ込める居場所がほしい。低額又は無料で。昼間、夜間も宿泊できるところ。一晩でも安心して眠ることができるところ。</p>	④
	<p>家族に伴走型で支援してくれる専門職の支援が必要です。ケアマネジャーのような存在。</p>	④
	<p>相談、支援の窓口を一本化してほしい。この間、親として3か所に行きましたが、親でも疲れます。保健センター、社会福祉協議会、「障害者地域生活支援センター」、同じことを話す。生活保護の場合は、福祉事務所。本人が「ここへ行けば、何とかなる」と思えるところ、1か所でも。行動できるかは分かりませんが。</p>	④
	<p>住むところ、お金の管理、掃除、全て本人が支援を拒否するので、どうにもできません。郵便物の管理、障害年金の診断書、現況届、手帳、自立支援の更新など本人にはできません。後見人を付けるにしても、現行制度では、解約もできないし料金も高いです。</p>	④
	<p>精神障害者も、特別障害者手当がもらえるようにしてほしい。充分、重度で難病で、一生治ることはありません。</p>	④
	<p>二条駅のそばに、内科、歯科などは、「夜間、休日救急医療」があります。その場所に、精神も対応してもらえると助かります。洛南まで連れていくには、遠すぎます。連れて行くにしても、車もなく大変です。途中でトラブルが起きることもあるのです。お正月、5月連休、3連休（土、日、月）、人が楽しいときに、私は不安の日々を過ごしています。</p>	④
	<p>夫の両親、おじ、おば、後期高齢者4名の介護をしてきました。おじがなくなるときは仕事を辞めて、500万の収入がなくなりました。京都市の福祉の窓口相談しても、あちこちにふられ、結局何の支援がないまま、無収入の時期をなんとか食いつなぎました。介護によって現役世代は転職したり介護離職で大変な目に遭っています。介護をする人を支援する条例であれば、きちんと経済的な支援も含めて、ケアラーを支える文言を明記してください。</p>	②
	<p>イギリスでは、ケアラーがアセスメントを受ける権利が明記された法律（The carers and Disability Children Act 2000）があります。ここでは、自治体に介護者ニーズ・アセスメントの結果を踏まえ、介護者へのサービスが必要かどうかを判定しなければならぬことが課せられています。このように、ケアラーのアセスメントやサービス提供についても基本施策に盛り込むことが望まれます。</p>	②
	<p>大分県では、「親亡き後に備えて」、「いつでも相談できる窓口を」2017年から実施されています。ぜひ参考にしてもらって、京都でも実現してほしいと切に願います。</p>	④
	<p>親や兄弟が亡き後に当事者が困った時に何でも相談できる窓口を行政区、又は学区につくってほしい。</p>	④
	<p>高齢市民の多くは介護保険の厳しい現実をほとんど知らないのが現実である。したがって、「要介護になっても介護保険があるから大丈夫」と思っている人々が大半である。京都市当局はこうした現実に対して、介護保険の厳しい現実をしっかりと広報すべきである。そして自治体として、保護者として可能な限りの対策を早急を実施すべきである。「介護保険は国の制度」だからといって逃げては無責任である。特に総合事業は自治体の行政サービスとなっているので、自治体としての改善の余地は少なくないはずである。中でも、訪問介護の生活支援の報酬引上げ（身体介護と同レベルにする等）や、移動時間を実働時間とする、キャンセル料を保障する、事務作業の軽減を図る等々は、自治体として可能な改善策である。</p>	④
	<p>「ケアラー支援条例」を理念条例に終わらせないためには京都市としての総合的な支援計画、推進計画、予算編成、縦割り行政の克服等為すべき方策は山ほどある。特に総合窓口の創設は不可欠である。ケアラー支援には保健福祉局、子ども若者はぐくみ局、産業観光局、文化市民局、教育委員会事務局等が関わることが、こうした縦割り組織では効果的な条例実施は非常に困難である。そこでこの際、区役所の大改革を図り、区長の権限と責任を大きくし、本庁での縦割り組織の下請けではなく、各区の現実や課題、要望をしっかりと受け止め、総合的行政を推進できる組織とすべきである。区長は副市長に準ずる立場とすべきである。</p>	④
<p>これからの京都市は外国にルーツを持つ人々がますます増加し、共に学び、働き、家族を構成し、地域社会の一員として、市民として共に生活し、そして助け合う関係が顕著になるものと思われる。そうした中で言葉の壁を乗り越えることや互いの文化（生活様式、価値観等）に関する相互理解が重要な課題となる。京都市はこうした点で大阪や兵庫よりもかなり遅れていると聞いているが、この点の早急なる改善が重要な課題である。特に教育関係はもちろんのこと、福祉や医療の現場での課題は大きい。また、住まいの問題も重要である。特定の外国人が固有のコミュニティを形成するよりも日本人と外国ルーツの人々が同じコミュニティを形成するような住宅政策も必要である。</p>	④	

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第9条	<p>（主旨） 障害者も一人の人間である。偶さか、障害を持って生まれて来た偶然をもって、差別的な雇用状況にあることは許されない。人間誰一人として同じ人間がいないのと同様、障害者もその態様はそれぞれである。精神医療の歴史が教えるところによると、障害者は生産性に寄与しないとのことから、すべての面において劣悪な状況に置かれて来た。人権意識の高まりと共に、障害者雇用に関する社会制度が年々向上していくことは喜ばしい。だが、その内容は依然、隔靴搔痒の感が否めない。障害を持つ子の親として、障害者一人ひとりの特性に合わせた措置の拡充を求めたい。</p> <p>（内容） 障害者雇用に関し、支援の拡充を図って欲しい。具体的には次の2点である。 （1）精神障害者の雇用数を身体障害者雇用数並みに引き上げること。 （2）就労支援事業所における支援内容の充実を図ること。</p> <p>（理由） （1）について 京都精神保健福祉推進家族会連合会（京家連）の各種会合で知り得た就労実態によると、精神障害者の雇用率は身体障害者の同率より低い状況にある。働く意欲を持っていても採用されず、無職のまま置かれているのが実態である。 （2）について 就労する際、当該本人は事業所と労働条件等の確認書を交わすことになっている。しかし、体調不良等により、確認書どおりにならないことが間々発生する。すると、事業所は所定の手付きを経た後、解雇通告を発布する。今日の契約社会にあっては、何らかの措置であろう。だが、当該本人は精神障害を抱え、社会との関わりの中で、生きていこうと必死の思いで働いている。例えば、体調が回復するまで、休業扱にするなど、何らかの救済措置があってもよいのではないかと。健常者の社会的措置に比べ、あまりに画一的ではないか。就労で得たお金で生活できることは生きていく上での自信となり、人生の充実につながる。障害者一人ひとりの特性に見合った措置を是非ともお願いしたい。</p>	④
	（1）～（8）に記載されている事項は非常に重要であるが、それが単なるお題目にならないためにはやはり区長の役割と区役所の組織機能の改革による明確な総合的取組が不可欠である。これは単にケアラー支援に限らず、全ての行政施策の推進にとっても極めて重要な改革である。京都市で一番人口に少ない東山区（36,602人）でも綾部市、南丹市、宮津市などよりはるかに多い。区役所改革をタブーとせず積極的に取り組んでいくべきである。	④
第10条	<p>第10条では、ケアラーの存在が広く知られることが重要という趣旨だと思うが、ケアラーということを知られたくない人も数多くいるはずなので、そういった配慮も必要ではないか。</p> <p>適切な情報発信に向け、市内に多数存在する大学の研究との連携にも期待したい。</p> <p>社会全体のケアラーに関する理解の向上は当然必要ですが、「市民等に認知させる」や「啓発」という表現には、「上から目線」、「お役所的」な語感が漂います。 条例とはいえ、もっと「市民目線」「市民感覚」に沿った表現にさせていただいた方がよいと思います。</p> <p>ケアラーという言葉がわかりにくい。誰にでもわかるように説明して広く周知させることが重要。</p> <p>条例成立後、市民に広く知らせることが重要。</p> <p>ケアラーは子供から高齢者まで広範囲。子供向け、外国人向け等バージョンが必要。</p> <p>広報、啓発はしっかりすればいいと思う。</p> <p>アンテナを敏感にはっていないと、行政の施策は耳や目に入ってきません。正確な情報を幅広く知らせて欲しい。</p> <p>前文同様、「本市は…市民に分かりやすい広報及び、啓発に努めなければならない」「…国、京都府そのほかの関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない」など、もうすでに考えておられるのかもしれないが、具体案が知りたい。</p> <p>条例の文言や文章は一般市民にとって決して理解しやすいものではない。したがって広報資料は小学生でも理解できるようなものとすべきである。また、関係機関、事業者、学校等とも連携して、出前講座なども積極的に開催すべきである。</p> <p>前文の要素案に「課題」ケアラーの多様性とあるように、読んだ方が、どのような方がケアラーなのかを想像し、理解できなければいけない。ケアラーのプライバシーには十分配慮し、ケアラー当事者や支援団体などの関係者から意見を聴き、具体的にどのような方がケアラーかを事例を基に周知してしていくことが大事。</p> <p>介護離職やダブルケア、労障介護はあまり知られておらず、ケアラーやその家族の在り方は様々である。条例とは別に具体的にどのような方がケアラーなのかを周知していく必要がある。</p> <p>京都市が施策や支援制度の広報・啓発活動を行うことは重要であるし、行っていただきたい。ただ、ヤングケアラーの多くは、苦勞を訴えたり、「助けて」と言えずにいることと思う。ワーキングケアラーの中にも、介護休暇等の制度があっても職場での昇進や就労の継続に不安を持つ方もいることだろう。様々なケアラーの苦勞を想像し、プライバシーを配慮し、ケアラー当事者の意向を尊重すること。支援団体からの意見・助言をもらったうえで、広報・啓発活動を行ってほしい。</p>	② ④ ③ ④ ④ ④ ② ④ ④ ④ ④ ④
第9条、第10条	2、本市の取り組みに広報の充実と相談への取り組みが掲げられているが、それらに回すお金があれば、当事者への支援金あるいは事業者への支援金に充てていただきたい。相談窓口で知識を披露され同情されたところで、当事者の抱える問題の解決にはなっていない。	④
第11条	<p>推進計画の進捗を市長の責務として公表し、報告書を義務付けることが必要（実行性のある条例）。</p> <p>「推進計画」は不可欠である。</p> <p>ここでは、「施策を推進するための計画を策定」するに当たって「計画の内容(基本方針と具体的な施策、その他)」を明記することが必要です。これまで私たちが要望書や意見書によって訴えてきたことは、「計画」を「誰が、どの場で、どのように」策定するかという計画策定の詳細に関する条文を新たに起こして頂きたいということでした。この計画策定の全容がなくてこそ、条例の目的達成の検証や進捗管理にあたっての指標化もさらに有効に機能すると考えるからです。</p>	④ ② ①

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第11条	何年かに1回は施策を推進するための計画を策定しないといけないと思うので、期間を明記してどうか。施策を評価して見直すことは必要。	④
	11条の施策及び計画にケアラーの意見を確実に反映することをしめしてほしい。そのために、12条の協議の場の結論を考慮しなければならないことを11条にかいてほしい	④
	条例案では、推進計画に関する明確な記述がないように思う。しかし、京都市当局は各種の福祉行政や教育行政、産業観光行政等々に関する計画があるということや重層的支援体制整備事業の推進で十分だとしているようであるが、これらにはケアラー支援に関する総合的推進計画は不可欠である。こうした推進計画がない状況では効果的な財政措置もできないと思われる。	①
	また、「…適宜その実施状況について検討し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする」について「適宜」「必要がある」「適切な」という表現は便利だが、本当に「適宜」「必要がある」「適切な」対応がなされるのか？それができているかどうか誰がどのようにチェックするのか？	④
第12条	<p>ケアラー支援条例制定にむけて、真剣にとりこんでおられることに敬意を表します。ご苦労様です。ケアラー支援条例について、色々な人の話を聞いていると、考えさせられる点が多々あります。できれば、それらをまとめてお送りしたいと思います。</p> <p>今回は、ケアラー支援の本質的問題について触れたいと思います。</p> <p>一つは、ケアラーというのは、ケアされる人がいて、それに規定されるという点です。ケアラーだけが独立して存在しているわけではないです。</p> <p>ケアラーの中には、自分が主たる問題を抱えているわけではないと感じている人も多いです。ケアラーとしての問題を話してくださいと頼んでも、自分より障害や病気を抱えている人のことを考えてほしいと言われることがあります。</p> <p>では、ケアラーが問題を感じていないかということそうではありません。ですが、なかなかそれが言葉になってきません。不幸な例ですが、介護殺人などの事件を見ると、そういう結果に追い詰められたケアラーの立場に立った人たちが、自分の問題を適切にとらえて、援助を要請するという形になりにくいことがわかります。</p> <p>つまり、ケアラーとなっている人たちが、必ずしも自分の問題を正確に自覚し、助けを求めるまでに至らないままに、自分を追い詰めてしまっている場合があるということです。ですから、ケアラー支援ということを考えるとき、ケアラーからの援助の要請を待って、それに適切に対応しようという捉え方では、うまくいかない場合があるということです。</p> <p>では、問題を抱えそうな人を早期発見すれば良いかということも言えません。困難を抱えるケアラーが自分の問題を自覚して、支援を求める姿勢を取ってもらうにはどうしたら良いかを考える必要があります。そのためには、ケアラー支援条例を作るだけではなく、ケアラー支援とはどういうことか、どういう援助が適切か、それらを常に問い返す必要があるということです。ケアラー支援条例が施行されてから、どこか不十分なところがないか、条例によって明らかになった事実は何か、それを継続して、系統的に見直す必要があるでしょう。</p> <p>介護殺人の裁判で、実刑になるのは4割ほどと言われます。これは殺人事件の実刑率9割に比べて低いものです。裁判過程で、介護の実態が明らかになると、裁判官として実刑に処すには忍びないと判断したということです。ですが、事件が起こるまで、周囲がそのような深刻な事態だと把握されにくい状況にあると言えます。</p> <p>事件が起こってから、周囲が驚くということも珍しくありません。そのギャップが、ケアラー支援が現実の場に届いていない部分でしょう。そこを埋めるには、個別の事例を具体的に掘り下げる努力が必要で</p> <p>すべての事例に取り組むことは難しいですが、条例を定めたあとの体制として、調査検討の場を継続に持つことが大事だと思います。現場の声を聞き、それを実際の対応につなげていくような協議の場が必要だと思います。よろしく、ご検討のほど、お願いします。</p>	②
	12条だが、定期的な施策や条例の見直しの機会を設ける必要があるため、頻度や期間を明示すべきである。	③
	ケアラー当事者も参画し協議の場を設ける。	②
	「積極的に*意見をきくため*の協議の場を設けるものとする」 → 下記のような記述がのぞましい 「*協議、施策の決定に参画する場*を設けるものとする」	①
第11条、第12条	<p>そこから言えることの第二は、ケアラー支援条例の成立が、孤立しているケアラーの人たちへの呼びかけになるように努力してもらいたいということです。京都市がケアラーの人たちに配慮しようとしているというアピールが必要です。ケアラー支援週間に指定するとか、毎年ケアラー支援行事を開催するとかも良いでしょう。もっとも大事なことは、実際に困難を背負いながらケアラーとして実践している人たちの声を直接に聞くことです。話し合っ理解を深めることです。ケアラー支援のための政策案を策定する場に、当事者も参加してもらって、議論することが重要だと思います。</p> <p>繰り返しになりますが、ケアラーの直面している問題は、単純化して言葉になるようなものではありません。だからこそ、当事者と直接話し合っ、それぞれのケアラーの困難を肌で感じ取ってもらうことが大事です。また、そのような場が与えられることは、ケアラーにとっても、励ましや慰めになることで</p>	②
	<p>ここでは、「協議の場に当事者参加を明記せよ」ということにつきます。上記で記した「推進計画の策定」と「協議の場」の設定こそが、ケアが社会存立の基本的条件として尊重され、それゆえにケアを担うケアラーも大事にされるという条例が謳う志高い理念を京都市と京都市民の文化として醸成し定着させていくために必須の項目であると確信するからであります。</p> <p>介護保険や障害者福祉など近年の福祉行政ではすべて、施策の計画策定の義務化と合わせて、その検証や見直し等の政策決定プロセスに「当事者参加」を強調しています。各種委員会等の協議の場に「当事者」参画を明文化しそれを保障しています。国連の人権条約「障害者権利条約」でのスローガン「私たちのことを私たち抜きに決めないで」の精神をこのケアラー支援条例でも活かしてほしいと願い、修正することを要望します。</p>	①
第11条、第12条	<p>条例の実施に当たっては常に評価、効果測定、新しいニーズの掘り起こし等が不可欠である。そのため推進計画に基づくしっかりとした協議体の設置が重要となる。そして、協議体には当事者の参加により、ケアラーとケアを必要とする当事者の現実を把握し、効果的な対策の推進と両者のQOLの向上、社会的孤立の予防や改善等々が不可欠である。幸い京都市内には多くの当事者組織があり、実態の確認が容易にできるという優れた現実がある。</p>	④
	「協議体の設置」は不可欠である。	②
	協議の場には、ケアラー当事者にも出席してもらうことは必要。	②
第11条、第12条	市、事業者、学校の個々では解決できないことも多いと思う。定期的に改善会議や、コーディネートする体制のことが、わかりにくいです。もう少し、具体的に記載できませんか？	①

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第11条、第12条	11条、12条で推進計画の立案、実施、評価、見直しの流れを明らかに記載するべき。	①
	11条・12条：推進計画の立案、実施、評価、見直しと、それらの場に当事者の参画を明記することが必要。	①
	11条・12条：計画の進捗モニタリングと評価見直しをあらかじめ条文に組み込むことが重要（PDCAサイクル）。	③
第13条	必要な財政措置を講ずるとあるが、関係機関や民間支援団体等に財政支出を行うのであれば、その支出の有効性や透明性に関して、厳格な審査や調査、情報の公開を本市に義務付けるべきである。	②
	厳しい財政事情の中にあっても効果的な財政措置は重要である。また、ケアラー支援を効果的にするためには各種の医療・福祉・教育・産業施策の見直しも重要である。特に総合事業を含む介護保険制度の現状は極めて深刻である。	②
第1条～第13条	本則中の「本市」が具体的にどこを指すのかが必要。	③
第10条～第13条	京都市以外の主体に、義務を課すことは中々難しいため、本則の規定の多くが努力義務規定になることは理解しますが、10条から13条は京都市が主語ですので、義務規定として規定することはできないのでしょうか（全てとはいいませんが。）。	③
第10条～第14条	やるべきではない。	
その他 条例全般	ヤングケアラーを意識した条例であると思われるが、よく判らない民間支援団体に頼ることなく、まずは行政で行える福祉施策を着実に実施すべきだと考える。 さらに、被介護者の自助努力に対して全く規定が無いのも違和感を感じる。 介護してもらうことが当たり前と考える風潮は戒めるべき。 被介護者の怠慢や甘えにより、介護者にしわ寄せが寄るのは間違っているが、被介護者の努力義務や義務規定がない条例では、本来介護を必要とする被介護者を救うことが社会福祉施策の目的であるはずが、介護者を救うことだけが目的化してしまい、本末転倒ではないか。 施策の発案者は、弱者に寄り添う施策は市民受けが良いと考えているのかもしれないが、新たな施策には市民が支払う税が使われることになる。 自助努力を行い、家族や周囲に極力迷惑をかけることなく、被介護者として自分自身の人生を全うし、自己実現を図っている人もいるなかで、社会的な潮流に流されて、一般的な市民感覚から少しピントがズレた条例が出来上がり、その施策が実施されることに危機感を覚える。	
	具体の施策が伴わない理念条例である。また、既に京都市役所では、ケアラー・ヤングケアラーの支援を進めている。この条例を制定することによるメリットがなく、不必要な議論に議員の時間を費やすのは止めた方がよいのではないか。	
	ケアラー支援の理念は賛成ですが、条例を制定しなければならない必要性がわかりません。 条例ではなく、必要な支援策についてしっかり議論をしていただき、必要な対策を実施していただきたいです。	④
	ケアラー支援が重要であることは確かだが、条例に具体性がなく、条例として制定する理由が見当たらない。条例を制定することによって、どのような効果を期待しているのか。 議員達が、ケアラーについての自分達の知識を並べただけの文章としか受け取れないうえに、一般の誰もが知っている常識的なことを述べているに過ぎず、この条例自体に価値を見出せない。具体的にどういうケアラー対策を実行するのが議員の役割ではないのか。	
	ケアラー問題は表に出ない隠された問題になっていることが多く、広く社会に社会問題としてしらしめることで、埋もれていた課題が発見され解決に近づける可能性があると思いますので期待しております。	②
	いつもありがとうございます。条例案拝読いたしました。特に異存はございません。今後ともよろしくお願いたします。	②
	子どもの場合、ケアラーと家のお手伝いを混同されないようにすべき。家のお手伝いをしている子どもが、ケアラーという印象を与えてしまうのは良くないと思う。	②
	ケアラーは具体的に苦しい現実から救ってほしいので、理念条例にならないよう実効性のある条例を望みます。	②
	全体に努力義務が多すぎて、この条例を制定する意味合いが弱くなっている。	③
	真に当事者支援を目的とするものか、それとも、それに乗じた団体のプレゼンスを発揮するためのパフォーマンスに過ぎないものになるのか。 後者の様相をていするならば、そもそも条例は不要。	
	成長・発達途中の子どもたちがケア対応によって、教育や交流の機会を失わないよう、あらゆる取り組みをしていくべき。	④
	認知症に関する相談員をしています。ケアされる人とケアラーの元々の関係が悪い場合、ケアラーの苦しみは深く重く、孤立することが多い。過去にケアをされる人からの過干渉や虐待がある場合などです。その場合は、ケアラーは、ケアすることに不条理を感じ、苦しみます。 これは、他のケアラーにも共通だと思います。そのケアラーを救う手だてや方向性が、書かれていないと感じます。	④
	個人の精神科にデイケアを運営されておられるが、まずは医療（医療を受けないと支援や入学許可は受けられない）・学校や事業者（就労）・支援団体等、当事者本人の現在の症状に適應する選択肢が分かりにくい。医療（医院）において情報はなく、相談できない。薬局においても処方薬を受け取る時に適切な情報を伝えて資料をおいて欲しい。	④
	先日zoom参加させていただきました。京都が全国の見本となっただけだと良いなと感じています。様々な環境のケアラーの方がおられたり、考え方も様々かと思いますが、良い方向へと向かい実現出来る事を願っております。	②
ケアラーであることを理不尽に押し付けられることや、それに伴い様々なチャンスを失うことは避けられるべきですが、他方で、ケアラーとして行う様々なケアの価値を認める余地もあれば良いのではないかと思います。 ケア自体は悪いことではなく、誰もが出来るものである、という前提は、人との関係が希薄化したり、高齢化によってケア「される」人の割合が増え続ける社会において、ますます重要であると考えます。 また、ヤングケアラー本人ではなく、ケアされる人自らが、ヤングケアラー以外からケアを調達できるような支援があればと思います。	④	

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
	全会派共同で議員提案されることは京都市会にとって有意義で、その趣旨、基本的考え方には大いに賛同いたします。	②
	<p>私はある老人施設で暮らす者です。一人暮らしが長く続いていたので、共同生活は無理かと思っています。一人で暮らすのは、気楽だったけれど、体調がすぐれない時は困ります。集団生活も、徐々に慣れてきました。</p> <p>けれど、困ったこともたくさんあります。「隣の部屋のテレビの音が、うるさい」、「くさい臭いがする」、「独り言が気になる」、「ギター音がやかましい」。みんな、それぞれ苦情を言っています。結局は、お互いに妥協しなければ、根本的な解決などありません。ひどい時には盗難があったり、またその疑いをかけられたり、この施設の中は、言わば『治外法権』的になっています。職員さんに相談しても、多くの精神障害者が入所しているので、取り締まれないようです。最悪、暴力事件も起きていて、そんな時は、さすがに警察に通報する人もいます。大勢で暮らすことのメリット、デメリットを考えると、ある程度の差別化も必要となってくるのかもしれない。</p> <p>他の施設へ引越してゆく人も多くいますが、国民年金、厚生年金を満額受け取れるような人でないと無理なようです。色々な事情で貯金のない者には、今の世の中、厳しい老後が待っている事は、充分わかっていました。が、余りにも、この施設では不人情な日常が、くり返されています。</p>	④
	<p>私はある老人施設で暮らしています。この施設に入る時、貯金通帳と実印を預けねばなりません。施設の利用料金を確実に引き落とす為のようです。いくら通帳にお金があっても、身元保証人がいなければ、現金を持つことすら許されません。毎月いくら引き落とされているのか、十分な説明さえしてもらえません。つまり、この施設には知的障害者や精神障害者、身体障害者が混在しているので、職員はいつの間にか健常者にも説明を省くようになってしまったのかもしれない。</p> <p>例えば、代理購入をお願いしたとして、定価3万円のテレビ代として10万円引き落とされているケースもあります。そんな不明瞭な会計がまかり通っているのも、ある意味ここでは治外法権的な慣行が続いている可能性があります。その事に気付いた一部の利用者は、事務所で通帳と印鑑を取り返して、後見人に預け、施設料金だけを毎月振り込むようにしています。言わば、公共の事業団が社会から「のけ者」にされた国民を食い物にしていると思えません。</p> <p>職員の対応に対して怒りを顕わにする人もいます。要するに個人個人に対するサービスに「ばらつき」があるのです。代行で買い物に行ってもらえるサービスも、自分の気に入らない入居者に対しては全く無視するといった有様です。施設庁に直訴でもしない限り、改善は不可能でしょう。</p>	④
	条例施行後定期的に施策内容の進捗状況を市民に発表してほしい。	④
	2条では「支援」が使われているが、他では「援助」が使われている。この使い分けが不明。	③
	パート勤務で子育てと老親の介護中。仕事が続けられるか心配。条例が不安軽減に役立ってほしい。	④
	常勤で働きながら、母親介護。小6の娘にも排泄ケア等手伝ってもらおう。過度にならないようには配慮。	④
	ケアラーとして自分自身も要介護者の母も日々の生活であきらめることばかりが増えていく。あきらめることが少しでも減ることを望んでいる。（条例への期待）	④
	20年間の介護生活。他の生き方の選択があることに気づかなく一人で抱え込んでいた。もっと早く助けを求めればよかった。条例案を読んで気づいた。	④
	周囲で介護中の人はほとんど離職している。仕事をつづけながら親の世話もしたい。	④
	条文をわかりやすくするためにレイアウト等工夫されていることはよくわかるが、それでも理解するのが難しい。わかりやすい版でのパブコメ募集も必要だと思う。	③
	短期間の間にこのような具体的な形に作成されたことに感謝。	②
	できあがった条例がまずは市民の目に留まること。内容は簡素で分かりやすく、興味を持ってもらうことが2番目。三番目としては条文を読んでもらえるような、上手い誘導の仕方。当面の目標は条例の名前でできれば条文を読んでもらうこと。そのための良い知恵を出してほしい	④
	子どもが例えば両親や障害者にケアをするので、つねに一对一なので、孤立しないようにしてあげることが大切であると思います。	④
	<p>ヤングケアラーについて触れてみたいと思う。</p> <p>一言でいうと「可哀想」だ。若年認知症の母親をみているヤングケアラーをテレビで見たことがある。母親が突然泣き出したりして、子どものことも判断できなく、ヤングケアラーはショックだろうと思った。</p> <p>ヤングケアラーで福祉のサービスを知っている人がいれば良いが、何も知らず介護でつぶされている若者がいるのではないかと心配になる。</p> <p>食事の介助と一言でいっても、スーパーへ買い出し、調理、食べさせる、食器を洗うとそれだけでも大変なのに、洗濯・掃除等。勉強の時間などない。高齢者もだが、ヤングケアラーにも、給付金や紙おむつの無償化等、理解しているだけではなく、行動に移していただきたい。</p> <p>ヤングケアラーについては心が痛む人生の大切な時を犠牲にして、人格形成支障が出るのは避けられない。介護のプロセス、だんだん「孤立」していくことは避けられないだろう。各学校でヤングケアラーの存在を把握して、何か手を打てないだろうか。こうしている時もケアラーは自己を犠牲にして尽くしている。民生委員の訪問で、介護の話聞いてもらっただけでもどうだろう？</p>	④
	<p>ヤングケアラーを、ケアラーを応援したい。ヤングケアラーは多感な頃だ。優しい子どもさんは苦労も多いと察せられる。ケアラーは「大変」という言葉では表現なく深いものだ。</p> <p>また、そんなとき、明るく照らしてくれた方がいたのも事実だ。元気で明るく大きな声、笑顔等、どれだけ励まされたか分からない。介護の話に耳を傾けてくださる人はまれだが、13年姑の介護をしていた人とよく話した。その人は、嫁の立場だったが、親戚から手紙やお小遣いをもらっていたそうだ。新条例ではヤングケアラー、ケアラーに補助金を出していただけないでしょうか。もうそういう制度はあるのでしょうか？</p> <p>家族同士で励まし合い、話をして、情報交換して、「我が家だけじゃないんだ」と救われる、そんな会を作っていただけないでしょうか。行動に移してほしいです。</p> <p>弱者である人をどうか支え、励まし、力になってほしいです。上手くいえませんが、「仲間がいる」安心感を届けたいです。介護をしてみても大切なことを学びました。順位は付けられませんが、「愛情」や「感謝」でしょうか。新条例に期待したいと思います。</p>	④

その他  
条例全般

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
その他 条例全般	<p>ケアラーとして追い詰められている人は、ゆとりがない状態ではないだろうか。自分の状態を抱えて、人にも相談できず、ゆとりする時間もなければ場所もない。追い詰められると、ゆとり考えることもできなくなる。たぶん、自分なりの居場所が必要なのだろうけれど、そういうものを求める意欲もなくなる。周囲がなんとかしようと思っても難しい。ゆとりがないと、工夫するという姿勢も生まれないので、ますます孤立する。</p> <p>本人の精神状態も不安定になっているが、誰にも相談できない。親戚は見放して置いて関わってくれない。そういう人を見ていると、本当に大変だ。ケアラー支援というけれど、どういう点から関わっていくことになるのか。</p>	④
	<p>ケアラーの抱える問題ということについては、過去には地域の民生委員が色々な役割を果たしていたと思う。よろず相談ということがあった。生活保護の世帯など民生委員が細かく関与していた。子供の保育所利用にも民生委員が関わっていた印象がある。そういう地域の役割が目立たなくなっている。プライバシーの尊重ということで、他人に知られることや他人の関与に抵抗が強くなっている。そういうことを見直す必要があるのではないか。</p> <p>子供の問題など、近所の住民が関わろうとしても、本人や家族からの依頼がないと動けない。児童相談所が関わると、他の立場からの関与が制限されてしまう。地域の連携といっても、それをまとめる立場の人が有効に働かないと、連携することが対応を阻害することもある。そのような状況にも注意を払ってもらいたい。連携の考え方は必要だが、現場の人の教育はそれ以上に重要。</p>	④
	<p>ケアラーがケアをしていた方を殺害し、自身も自殺したという事件があった。理想的な親子関係だという評価が高かったがために、逆にケアラーが相談する状況を作れなくしてしまっていたのではないか。ケアラー自身が死んでしまった後、誰が面倒を見るのか、とても見る人はいないだろうと考えさせてしまったのではないかと考えている。</p> <p>支援する立場だった周囲は、ケアラーの負担を受け止めることも、支援することもできていなかった。その事件が起こるまでの経過を振り返って、どの時点で気づくことができたのかを考えてみても、答えが得られない。同じような状況になれば、また同じことをやってしまう可能性がある。それしかやれなかったという気持ちがあるが、それで本当によかったのかという疑問もある。ケアラー支援というのは簡単かもしれないが、とても難しい面を含んでいる。ある人の生き方を他人が良いとか悪いとか評価できるのかと思う。しかし、結果を見ると、よくやったと自分たちの関わりを肯定することもできない。</p>	④
	<p>ケアラー支援がうまくいかない場合には、ケアラーが疲弊してしまいます。そして、ケアラーが疲弊してしまう背景には、ケアラー支援がうまく機能していないという現実があります。もう少し言うと、ケアラー支援者が疲弊してしまうと、ケアラーがその影響を受けて疲弊するということです。ケアラーの疲弊をケアラー支援者が処理できない、対応できない、無力感を持つということが悪循環が生まれます。ケアラー支援者が、制度がない、能力的に無理、正当な要求ではないという捉え方で、ニーズに応えないようになると、ケアラーは孤立してしまいます。</p> <p>ケアラー支援というと、ケアラーが援助を求める主体で、援助者は支援を提供する人なり組織と考えますが、困難なケースや行き詰まりがある場合は、ケアラー支援の主体が実は援助を求めているという視点が必要です。</p> <p>ケアラー支援条例を読むと、ケアラー支援者側には無限の能力や可能性があるようなイメージがわきますが、現実はそのではありません。できることは、関係者が一緒に考えること、問題を回避せずに向き合うことです。能力がないなりに、課題を引き受けていく姿勢です。これらは、伴走型支援、重層的支援などの言葉で表現されていると受け取ることもできますが、言葉に流れて、実際の受け止め方にならない場合があるので、特に指摘しておきたいです。</p>	④
	<p>京都市のことではないが、自分の経験を書きたいと思う。私の実家は、他府県にあり、高齢夫婦の2人暮らし。母は、急速に認知機能が低下して、自分の家、夫のことがわからなくなった。父が隣にいても「お父さんが帰ってこない」「知らない家について迷っている」と昼夜問わず電話がかかってくるようになった。もともと社交的だったこと、レビー小体型認知症だったため症状にムラがあったことから、認知症の評価をしても診察してもMCI程度と判断され、要支援1にしかならず、サービスがほとんど使えなかった。父の訴えは主治医には大袈裟だと言われ、地域包括支援センターには再調査を断られた。母は、家と夫がわからず混乱は増す一方で、父も私も日に日に疲弊していた。父は、介護に専念するしかないと言っていたが、私は、看護師をしているため、知識と経験をフル活用して、主治医や地域包括支援センターに掛け合い、診察に同席し、母との会話を録音し、再調査にこぎつけ、やっと要介護1がとれた。デイケア3回/週の通所ができるようになり、ドネペジルの治療が開始し、穏やかな生活に戻った。家族に医療者がいることは稀で、認められない、信じてもらえなければ、諦めるしかなく孤立するのではないかとケアラー支援条例ができれば、支援される人も増えるだろう。しかし、それで達成した、役割を果たしたと甘んじることなく、どこかに支援が受けられていない人、支援を求めている人がいることを考えて続けてほしい。私自身も医療者としてそういう姿勢でありたいと思う。</p> <p>条例の制定に当たってプロジェクトチームの方々長い時間をかけ検討をしてくださり感謝しています。</p>	④
<p>精神科は、昔と比べると敷居が低くなった。それはとてもいいことだが、それでも受診できていない人がいるし、長期間にわたって生きづらさを抱えていても（受診していても）自分を、または家族を精神障害者だと受け入れられない場合がある。つまり、見えないケアラーがいて孤立している。</p> <p>また、精神科救急病棟で勤務していて、本人だけでなく、家族も発達障害の特徴を持っているのでは？と感じることが多々ある。支援しようと思っても入院期間だけで何とかすることは難しい。地域の支援者さんたちは苦勞しているのではないかと。これは、今後も増えていくことと思われ課題だと思う。</p> <p>精神の病は、人間関係の病ともいわれており（脳の病気ということになっているが）調子が良かった患者さんが退院しても、家族（ケアラー）と過ごすことで病状が悪化することがある。病院では、穏やかなのに退院するとすぐに調子が悪くなる。逆に患者の意業などで精神症状が悪化すると家族（ケアラー）の生活が破綻してしまい互いの関係性が悪くなることもある。</p> <p>それを支援するためにこの条例はできるのだと思うが、身体・知的・認知症・精神など、それぞれに特徴があり、画一的な支援では、ケアラーは救われない。個々の支援の違いについては条例をどのように適応させていくのか知りたい。</p>	④	

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
その他 条例全般	<p>やるべきではない。どれだけの人が救われるのか、疑問。大事な市民からの税金を使って、無駄な取組をすべきではない。お金が無い！赤字だ！と言っていたのは何だったのか!?議員のパフォーマンスなら、明らかに無駄。</p> <p>これまで、関係者から意見も聞かれているようだが、市民に意見を求めるなら、世の中で、どういう支援が求められているのに、今の制度では助けられないという、関係者の声、求められている内容も分かりやすく掲載すべき。そういう姿勢が本当に市民の声を聞こうと思っているのか疑問だし、意見募集を通して、市民に意義を理解してもらおうと思っているのかも疑問。無駄なこと、意味の無いことは本当にやめて欲しい。</p>	
	<p>自分たちがケアラーという立場であるとは思っていませんでした。そうしていくのが当たり前とっていました。</p> <p>病状からして医者から治ることはないと言われていまして、「ケアラーが自分らしく、希望を持って暮らせる社会」はほど遠いですが、こんなケアラーの心の拠り所となり、心配事、困っていること、現状を聞いてもらえるケアラーのケアがほしいです。</p>	④
	<p>条例の制定よりも、まず、現在、極限にしながら介護をつづけている介護家族に対する具体的な支援策を講じてもらいたいと強く思います。</p> <p>認知症と家族の会に参加して、相談電話を利用して、ストレスをためないように、無理しないで自分の人生も大切に、よく言われます。寝たきりで、認知のある要介護5の母を35年、認知症の父を10年、ひとりで自宅介護をしてきていますが、午前5時から、午後10時頃、お世話が終わるまで、ほとんど座る間もありません。座って食事をすることもほとんどありません。介護保険でヘルパーさん達にお手伝いをいただいても、これが現実です。ヘルパーさん達も、次々とやめられています。</p> <p>自宅介護の厳しい現実にあっては、外出や昼間の家族会への参加や、電話相談をしている時間などほとんどなく、自分自身の体調不良や持病でも病院の受診さえままなりません。厳しい自宅介護の現実を、ほんとうにわかっておられる方は少ないと思います。</p> <p>条例をつくられるのも意義のあることかもしれませんが、今日、明日にも、介護事故が起こってもおかしくない家族にとっては具体的な支援策を、今すぐにも、始めていただきたいです。</p> <p>失礼ながら、ケアマネさんや、サービス責任者の方でも自身が、自宅介護を経験されてない方も、多いと思います。サービスの情報提供よりも前に、介護家族の声に、じっくり耳を傾けてもらいたい。介護の現実がどういふものか、24時間通して、考えてもらいたい。単なるサービスの情報提供や、レスパイトの勧めとかではなくて、もっと、介護家族の声を、聴く、時間的な余裕を作ってもらいたい。</p> <p>失礼ながら、条例が制定されたとして、介護家族はたちまち楽になるわけではありません。今、ストレスの限界にある、介護家族が必要なものは、介護者のみならず、介護家族への傾聴、ではないかと思えます。そのなかで、ほんとうに、家族が必要としているものは何か、可能な支援にはどういふものがあるのか、じっくり話を聴きながら、考えてもらいたいと思えます。</p> <p>孤立した家族が必要としているのは、寄り添って歩いてもらえる伴走者、理解者の存在だと、思えます。ひとりひとりのケアラーに、現在のサービスを当てはめて進めるのではなく、なにが救いに、助けになるのか、一緒に考えてもらえるような時間、人材があればと、切に望みます。</p>	④
	<p>まず最初に指摘したいことは、私がケアラー支援条例制定の機運が盛り上がりつつあることを家族会のメンバーにつたえたところ、そのことへの反応は小さなものだったということです。</p> <p>ケアラー支援条例に期待する声は目立ちませんでした。</p> <p>逆に、「自分たちはケアラーなのか?」「なぜ、そんなカタカナで呼ばれないといけないのか。」「ケアラー支援といながら、家族を利用するつもりなのではないか。」という意見も見られました。</p> <p>やっと障害者をかかえた家族にも光が当たってきたという反応は全くありませんでした。このことを認識してもらいたいと思います。ほとんど行政に期待を寄せていないのです。</p> <p>では、何故そんなにも期待がないのでしょうか。家族の声を聞いていると、自分たちの願いがそんなに簡単に言葉にならないという姿勢が感じられました。「ケアラー支援を受けるより、早くケアの役割を降りたい。」「逃げ出したい。」という声も聞かれました。自分たちの困難を言葉にして、支援を求めようとしても、その作業が似て非なる結果をもたらすという感覚が感じられました。本当のところは支援を求めているのに、適切な支援を得ることは難しいという意見と思えました。ここに実はケアやケアラーをとらえることの難しさがあると思えます。</p> <p>ケアにしろ、ケアラーにしろ、実際はあまり意識することなく、自然な形で手が出て、困っている人を支える行為から始まっていると思います。それは自発的なものです。</p> <p>しかし、種々の困難が重なり、負担のために制限が生まれてくると、本来自発的だったものが、責任とか義務の色合いが生まれて行きます。困難が生まれれば、すぐやめられるかということ、そういうわけにも行きません。その矛盾や葛藤、困難がケアラーの立たされている場でしょう。すぐには解決できない状況であることがわかるからこそ、負担は重くなります。家族や友人という狭い人間関係の中で、困難が拡大しても、簡単に外部の力を助けとして求められない。</p> <p>内輪の話を外に漏らすことには抵抗があります。ケアラー支援ということを考えるとき、このようなケアラーの置かれた状況を十分認識する必要があると思えます。</p> <p>このような屈折した立場にいるケアラーの声は、アンケートのような方法ではなかなか把握することができません。その人の置かれている立場をまるごと理解した上でないと、聞き取ることができません。ケアラー支援を実現しようとする、その方法には、多くの工夫とコミュニケーションの積み重ねが必要だと思えます。今回のケアラー支援条例はそのための第一歩、絶え間ない関心を注ぎ続けることの始まりであってほしいと思えます。</p>	④
	<p>精神科治療の根本は、国の制度の劣悪さにあると思えます。病気の研究、治療方法、病院の医療の内容、体制、絶望的になります。医師の育成教育、「この医師は、どんな教育を受けてきたのか」と、怒りばかりです。</p>	④
	<p>この条例がケアラー支援につながることを期待しています。</p>	②
	<p>条例の制定に賛成します。</p> <p>自分がケアラーであることに気づいていない人が気づき、必要な支援先につながるができるように、条例を広く周知していただきたいです。</p>	②
	<p>画期的な条例だと思います。ぜひ成立させるようお願いいたします。</p>	②

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
その他 条例全般	<p>京都市は伝統的に社会福祉事業の実施において民間事業者に着しく依存してきた。加えて公私格差も著しいのが実態だと思ふ。また社会福祉協議会や地域包括支援センター（高齢サポート）等の便利使い（下請化）は日常化していると思われる。</p> <p>民間事業者や民間団体をもっと大事にしなければ京都市に置ける民間社会福祉活動は早晚廃れてしまい、京都市の福祉行政も大きく後退する。両者のよりよい緊張関係が必要である。</p>	④
	<p>ケアラー問題がここ数年大きな話題となり全国の自治体で「ケアラー支援条例」の制定が進んできているが、その背景はケアを必要とする要介護者等への公的支援が年々悪化しているという事実がある。特に介護保険制度に関しては改悪に次ぐ改悪で、利用希望者が必要な保険給付（サービス）が受けられないとか、事業者の撤退、職員の退職、家族介護者の介護離職などの厳しい現実が日常茶飯である。この現実を国はもちろんであるが、京都市行政においてもしっかりと把握し効果的な対策を早急を実施することを強く望むものである。</p>	④
	<p>この条例には直接関係ないが、心身障害者扶養共済制度の受給される加入者（保護者）の死亡又は重い障害の状態について、時代に即応したものに変えるべき。負傷等による障害と思われるものが多いが、今や脳梗塞などによる半身の麻痺であっても寝たきりとなり、就労できない状況も多いのでは？介護度が「5」で寝たきりになったが、半身麻痺と支給されなかった。</p>	④
	<p>全体的に抽象的な印象があります。</p> <p>実際にケアラーになってみて、介護（ケア）に関する費用、介護を受ける者とケアラーの生活を支える費用（生活費）が円滑に使える制度が必要と思います。認知症になると、法定後見・任意後見共に家庭裁判所の管理下に入り、後見人や後見監督人に一々お伺いを立てる必要があります。それではタイムリーな対応ができませんし、ケアラーを苦しめるだけです。何らかの使い勝手の良い方法が必要です。</p>	④

10月15日（火）に開催した第5回プロジェクトチーム会議においては、10月10日（木）～10月14日（月・祝）に収受したご意見については、プロジェクトチームメンバーへ席上配布しておりますが、個人情報等の非公開処理が済んでおりませんので、本資料には添付していません。当該意見については、後日公開予定です。

2024年9月23日

京都市ケアラー支援条例(仮称)制定プロジェクトチーム  
座長 寺田 一博 様

ケアラー支援条例をつくろう！ネットワーク京都

## 京都市ケアラー支援条例(仮称)の条例素案についての意見書

### はじめに

京都市会プロジェクトチーム(以下、PT)の皆様の条例制定作業に敬意を表します。これまでのPT会議での私たちネットワークやケアラー当事者の意見陳述、さらには私たちネットワークをはじめ関係者・団体等々からの100通を超える多様な意見に真摯に耳を傾けながらの、今回のパブリックコメントに付する「条例素案」の取りまとめ作業に心から感謝申し上げます。

さて、第4回PT(9月4日)において提案された「条例素案」について、パブリックコメントが実施され、すでに多くのご意見ご要望が皆様のお手元に届いていることと思えます。市会と連携し、よりよい条例案として多くの賛同を得るべく活動を続けてきたケアラー当事者・支援者という私たちの立場からも本条例素案に対する意見を取りまとめましたので、お届けいたします。

私たちは、これまでに「京都市ケアラー支援条例(仮称)の制定に関する要望書」(2024年5月31日付)、『京都市ケアラー支援条例(仮称)素案』に関する意見」(2024年8月8日付)を市会PT宛てに提出し、私たちの思いをお伝えしてきました。今回の「条例素案」には、こうしたこれまでの活動を通して訴えてきた私たちの願いがどのように反映され、またどのような課題が残されているのか、ネットワークとしての意見を取りまとめたものです。

私たちのこの意見書が今後のPT会議での議論に活かされ、PT委員の熟議によってよりよい「条例案」として練り上げられ、無事に今次の議会で採択に付されますことを心より念願しております。

### 記

#### I. 「前文」

条例素案で示された「前文」概要は、全体として京都での先駆的なケアとケアラーの歴史および現状の具体的課題を踏まえ、ケアとケアラーの支援の共同の輪が広がる未来志向の決意表明となっており、この方向でさらに精査し成文化を図って頂きたいと思えます。特に、ケアとケアラーをめぐる本市の歴史、条例制定のプロセスやスタイルに関わる記述は先行他都市には見られない本市条例の特徴となっており、印象に残ります。

なお、次の3点を修正課題として提案します。

①前文最終項「今後の方針・決意」にある「ケアラーが安心し、かつ、希望をもって、自分らしくケアを担うことができる社会の実現を目指して、条例を制定する」を次のように修正してください。

➡「ケアラーが安心し、かつ、希望をもって、自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、条例を制定する」

その理由は、前文「理念・目標」に示す「ケアラーが、単にケアを担う人としてだけでなく、この社会に生きる一人の市民として尊重され、自分自身の人生を全うし、自己実現をはかることができる社会の実現をはかる」ことを踏まえるからです。また、このことは「目的」での指摘とも整合性あるものです。原案のままですと、「ケアラー」というケアを担っている暮らす人が、さらに「ケアを担うことができる」と重ねて強調されることは、「ケアラー」の枠内に閉じ込められるという印象を拭い去ることができません。これはこの条例の本意ではありません。ケアを担うということを含めて就労・就学等の社会参加や家族形成など自分自身の人生のすべてを包摂した「生きる」（あるいは「生活する」「暮らす」というワードで括るといふ表現こそが相応しい、と提案します。

②前文「課題」にある「ケアラーの多様性」に、「仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー」「育児と介護のダブルケアラー」も加えてください。

③前文「歴史」では、日本を代表するケアラー組織となった「認知症の人と家族の会」や精神障害者の分野では「日本のゲール(ベルギーの地名)」と称された旧岩倉村の家庭看護の取り組み、日本で初めての盲聾児の学校(京都盲啞院)などは、既に歴史的評価の定まった事実としてあることから明記してもいいのではないか、と思います。

## II. 「定義 第2条」

ここでは、「ヤングケアラー」さらには18歳以上の「若者ケアラー」について本条例でも定義しておくことが必要だと考えます。

その理由は次の通りです。ヤングケアラーや若者ケアラーにおいては成長・発達やキャリア形成など将来の社会生活の基礎となる時期にあることを特段考慮する必要があることから、条例において、特段に強調すべきです。本条例の先行自治体で「ヤングケアラー」はシンボリックな政策用語として強調されてきましたが、その意義はいまなお変わりありません。

また、ケアを担う概ね30歳未満、施策によっては40歳未満までを支援対象に加えた「子ども若者育成支援推進法」改正(2024年6月)以降の環境変化も、その後の自治体条例での「ヤングケアラー」の定義を必要としています。すでに実施している18歳未満のヤングケアラー関連事業との混同を避けるということへの配慮から18歳を超えたケアラーを「若者ケアラー」と定義している先行自治体もあり、本条例においても、同法の支援対象の範囲内である18歳以上おおむね40歳未満のケアラーを「若者ケアラー」と定義することも考えられます。

### Ⅲ. 「施策の実施体制の整備 第11条」

ここでは、「施策を推進するための計画を策定」するに当たって「計画の内容(基本方針と具体的な施策、その他)」を明記することが必要です。これまで私たちが要望書や意見書によって訴えてきたことは、「計画」を「誰が、どの場で、どのように」策定するかという計画策定の詳細に関する条文を新たに起こして頂きたいということでした。この計画策定の全容があつてこそ、条例の目的達成の検証や進捗管理にあつての指標化もさらに有効に機能すると考えるからです。そのために、条文を次のように修正することを要望します(修正箇所下線部太字)。

◆「施策の推進計画の策定及び実施体制の整備 第11条 本市はケアラー支援に関する施策を推進するための計画を策定し、その計画策定及び実施に必要な体制を整備するものとする。

#### 2. 計画は次の事項について定めるものとする。

(1) ケアラーの支援に関する基本方針

(2) ケアラーの支援に関する具体的な施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラーの支援に関する施策を実施するために必要な事項」

### Ⅳ. 「施策についての協議の場 第12条」

ここでは、「協議の場に当事者参加を明記せよ」ということにつきます。上記で記した「推進計画の策定」と「協議の場」の設定こそが、ケアが社会存立の基本的条件として尊重され、それゆえにケアを担うケアラーも大事にされるという条例が謳う志高い理念を京都市と京都市民の文化として醸成し定着させていくために必須の項目であると確信するからであります。

介護保険や障害者福祉など近年の福祉行政ではすべて、施策の計画策定の義務化と合わせて、その検証や見直し等の政策決定プロセスに「当事者参加」を強調しています。各種委員会等の協議の場に「当事者」参画を明文化しそれを保障しています。国連の人権条約「障害者権利条約」でのスローガン「私たちのことを私たち抜きに決めないで」の精神をこのケアラー支援条例でも活かしてほしいと願い、次のように修正することを要望します(修正箇所下線部太字)。

◆「協議の場 第12条 本市は、ケアラー支援に関する当該施策が適切かつ効果的なものとなるよう、ケアラー及びその関係者に施策の実施状況を共有するとともに、施策の推進計画の策定等に関して積極的に意見を聞くための協議の場を設けるものとする。

#### 2. 協議の場の組織及び運営に関し必要な事項は市長が別に定める」

### Ⅴ. 補足の意見と要望

1. 第3回 PT(8月3日)で提案された条例素案では、第4条「本市の責務」において「本市は、基本理念にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、

および実施するものとする」と「計画を策定」することを掲げています。そして第11条「施策の推進体制の整備」では「本市はケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする」と記しています。さらに、第12条「施策についての協議の場」では「本市はケアラー支援の施策について、ケアラー及びその関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるものとする」と記しています。私たちは、これらの条文を同じ政令市ではあるが首長提案で制定された「さいたま市条例」の水準を超える内容として、また「全議員の共同提案」の取り組みだからこそとして歓迎したものです。

そのことを踏まえた上で、私たちの「8月8日の意見書」では、この計画策定を条例の全体構成にかかる重要事項として計画の内容と策定方法の詳細を条文化することを要望してきました。今回提出する意見書も同様の精神に依って私たちの要望を書き起こしたものであります。

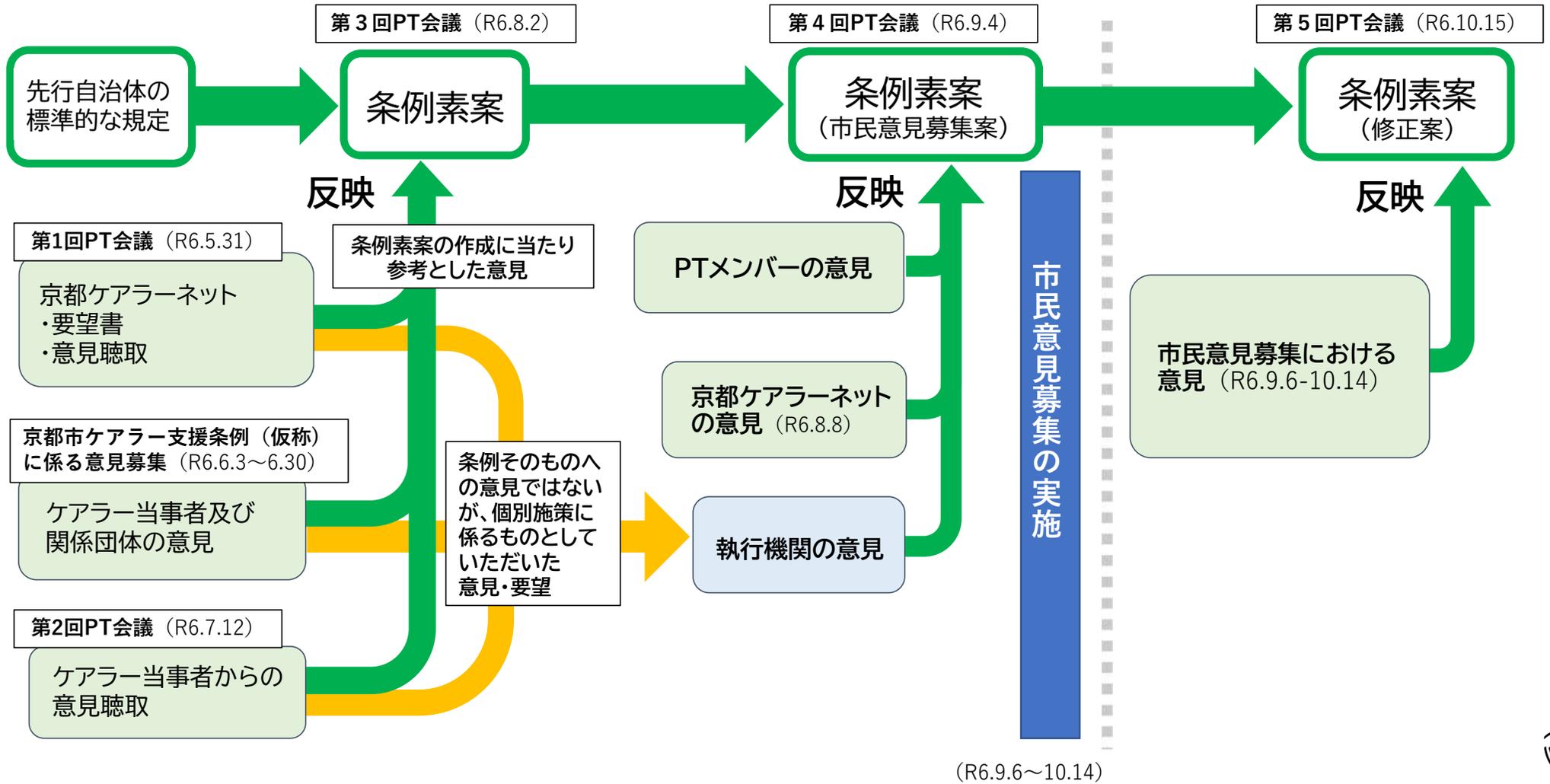
**2.** ケアラー支援の条例制定自治体は、9月1日現在私たちが把握しているだけで全国31団体となっています(準備中の藤沢市含む)。そのうち、議員提案の条例は「埼玉県・茨城県・栃木県・長崎県・岐阜県・那須町・大和郡山市・藤沢市」の8自治体です。この議員提案の8自治体のすべてが「推進計画の策定」を条文化しています(大和郡山市では「基本方針」)。首長提案の自治体でも「北海道・鹿沼市・栗山町・恵庭市・合志市」の5自治体が条文として「推進計画」を条文化しています。京都市ではいま政令市で初めて取り込まれる「全議員の共同提案」による条例という画期的なプロセスとスタイルで議論がなされています。

私たちケアラー当事者・支援者・関係者にもしっかりと意見陳述の機会を保障されての今次の取組です。この京都市で「推進計画の策定」「協議の場」を明文化しないわけにはいかないとの思いを新たにしている今回の意見書であることを特段に強調したいと思えます。

**3.** ぜひとも私たちの上記の意見を、最終版のPT会議で議論の遡上に挙げて頂き、条例の中身を深めて頂ければ幸いです。そして、条例内容はもちろんですが、ケアラー当事者・支援者の声を受けとめ、ともに議論を積み重ねるという条例制定のスタイルとプロセスも含めて全国のモデルとなるような「京都市ケアラー支援条例」の実現に向けて、市会PTの皆様の今一層のご尽力をお願いするものです。私たちも頑張ります。

**4.** 今回のパブリックコメントなどPTでの議論が尽くされ、本議会での条例採択を切望します。そして、議会終了後に条例制定・施行の第1弾の事業として「ケアラー支援条例」制定を祝う啓発イベントを、「市会」と私たち「ケアラー当事者(京都ケアラーネット含む)」の「共催」で開催することを強く望みます。条例制定を起点にして「ケアとケアラーが尊重され大事にされる」京都市の実現のために、市会と共に尽力したいと思います。

# 条例素案への意見の反映イメージ



## ■ 京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案【本則の修正箇所のみ抜粋】

※ 左欄は、第4回プロジェクトチーム会議でお示した市民意見募集案に、右欄の市民からの意見等の趣旨を反映したものです。右欄の意見については、市民の意見は青色、執行機関の意見は緑色としています。

条例素案の修正案	意見反映の考え方	市民意見募集案に対する意見
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。</p> <p>(2) ケアラー 高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者をいう（ヤングケアラー（当該者と同様にケアを提供するおおむね18歳未満のもの）<u>及び若者ケアラー（当該者と同様にケアを提供するおおむね18歳以上40歳未満のもの）</u>を含む。以下同じ。）。</p> <p>(略)</p>	<p>◎ 第2号において若者ケアラーの用語の意義に関する記載を追加しました。若者ケアラーの年齢の上限は、国の「子ども・若者育成推進法」における支援対象者の表記を参照しています。</p> <p>なお、ヤングケアラー及び若者ケアラーに関しては、別紙1を御参照ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● キャリア形成などに関わる人生の重要な移行期にある18歳以上の若者ケアラーについても条例に定義することが必要。</li> <li>● ヤングケアラーの定義を18歳以下としており、これでは大学生や専門学生を含まなくなる。学生も対象に含めてもらいたい。</li> </ul>
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 ケアラー支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>ヤングケアラーから若者ケアラーへの移行など</u>、ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容等ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、支援が適切かつ切れ目なく行われるようにすること。</p>	<p>◎ 年齢、境遇、ケアの内容等ケアラーを取り巻く状況の変化の代表例として、ヤングケアラーから若者ケアラーへの移行を想定していることがより明確になるよう、文言を追加しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● キャリア形成などに関わる人生の重要な移行期にある18歳以上の若者ケアラーについても条例に定義することが必要。（再掲）</li> <li>● 法令・厚労省通知では、こども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点から、おおむね30歳未満（状況等に応じ40歳未満）の者もヤングケアラー支援の対象となり得るとされている。</li> </ul>

<p>(施策の実施体制の整備)</p> <p>第11条 本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するための計画を策定し、その実施のために必要な体制を整備するものとする。</p> <p><u>2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) ケアラーの支援に関する基本方針</u></p> <p><u>(2) ケアラーの支援に関する具体的な施策</u></p> <p><u>(3) その他ケアラー支援に関する施策を実施するために必要な事項</u></p> <p><u>3</u> 本市は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、<u>局区等が横断的に連携するとともに</u>、適宜その実施状況について検討し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする。</p>	<p>◎ 御意見の趣旨を踏まえ、第2項を追加しました。規定振りについては、本市の他の条例における規定の例を参考としました。</p> <p>◎ 御意見の趣旨の文言を追加しました。</p>	<p>● 施策を推進するための計画を策定すること、その計画の内容（基本方針と具体的な施策、その他）を明記することが必要。</p> <p>● ケアラー支援に係る施策は局区等が横断的に連携して実施するというものを、条文上明確にしたい。</p>
<p>(施策についての協議の場)</p> <p>第12条 本市は、<u>前条第1項の計画の策定及び</u>ケアラー支援に関する施策について、<u>当該計画及び</u>当該施策が適切かつ効果的なものとなるよう、ケアラー及びその関係者に積極的に意見を聴き、<u>施策の実施状況等を共有する</u>ための協議の場を設けるものとする。</p> <p><u>2 前項の協議の場の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>	<p>◎ 御意見の趣旨の文言を追加しました。</p>	<p>● 推進計画の策定に当たっての協議の場を設置すること、その協議の場において当事者の意見を聴取することを明記することが必要。</p> <p>● 計画の立案・実施・評価・見直しと、それらへの当事者の参画を明記することが必要。</p> <p>● 条例を定めた後の体制として、調査検討の場を継続に持つことが大事だと思う。現場の声を聞き、それを実際の対応につなげていくような協議の場が必要。</p> <p>● 最も大事なものは、実際にケアラーの声を直接聞くこと。ケアラー支援のための政策を策定する場に当事者にも参加してもらい、議論することが重要。</p> <p>● 定期的に改善会議や、関係者間をコーディネートする体制について、もう少し具体的に記載できないか。</p> <p>● 「協議の場の組織及び運営に関し必要な事項は市長が別に定める」旨の記載が必要。</p>

■ 子ども・若者育成支援推進法におけるヤングケアラー支援の対象

ヤング ケアラー	過度に 行っている者	0歳 18歳 40歳 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる 子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・ 若者(注1)
	上記以外の者	(対象外)

注1 「令和6年6月12日こ支虐第265号子ども家庭庁支援局長通知」において、ヤングケアラー支援の対象は、おおむね30歳未満の者を中心とし、施策の内容によってはおおむね40歳未満の者とされている。

■ ヤングケアラーと若者ケアラーの京都市ケアラー支援条例(仮称)における用語の意義

ヤング ケアラー	ケアを 「過度に」 行っている かどうかの 区分なし	0歳 18歳 40歳 ケアラー(注2)のうち おおむね18歳未満の者	
			ケアラー(注2)のうち おおむね18歳以上から 40歳未満の者
若者 ケアラー (注3)			追加

注2 「高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者」(条例案第2条第2号)

3 「若者ケアラー」については、パブリックコメント案では記載していなかったが、ヤングケアラーから若者ケアラーへの移行期における切れ目ない支援の実施に関する規定(第3条第6号)に若者ケアラーという文言を明記することに伴い、追加で記載することとした。

備考 「ヤングケアラー」の用語については、第3条(基本理念)においてヤングケアラー期の支援に関する配慮や若者ケアラーへの移行期の切れ目ない支援を規定するに当たり用いるほか、第8条において学校等の役割に関する規定で用いている。

「若者ケアラー」の用語については、第3条(基本理念)においてヤングケアラーからの移行期の切れ目ない支援を規定するに当たり用いている。

## ■ 京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案【前文】

※ 左欄は、第4回プロジェクトチーム会議でお示した市民意見募集案に、中欄の市民の意見の趣旨を反映させ、成文化したものです。右欄は、市民意見募集時に、前文に記載する内容の要素として箇条書き形式で記載していたものです。

前文案（成文化したもの）	市民意見募集案に対する意見	市民意見募集において示した前文の要素
<p>高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする家族等に対する介護、看護、日常生活上の世話などの「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。ケアは社会の存立の基礎的な条件として尊重されるべきものであり、ケアを担うケアラーもまた尊重されなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ケアは社会の存立の基礎的な条件として尊重され、ケアを担うケアラーもまた尊重されるべきであるという趣旨を加えてもらいたい。</li> <li>● ケアラーが自分らしく生活するとともにケアを受ける人も自分らしく生活すること、この共存が最も大事かと思う。</li> <li>● ケアが社会の基盤であること、ケアとケアラーの定義を前文の冒頭に入れ、京都市の価値観を示す。</li> <li>● ケアは社会を支える大切な営みで、誰もが関わり得るものだからこそ、みんなで担っていくことが必要であるとあるが、その通りだと思う。</li> </ul>	<p>◎ ケアは、人生の中で、誰もが携わり得るものであり、社会を支えるために必要不可欠な営みであるため、その負担が一部に偏ったり過度に重くなったりしないようにすべき。</p>
<p>ここ京都では、日本初の聴覚及び視覚障害児の教育機関の設立や、精神障害の分野での地域的な看護の取組、認知症の人とその家族の会の設立など、先人たちによってケアとケアを担うケアラーに関わる先駆的な事業や活動が展開され、根付いてきた。また、それぞれの分野において活動してきた当事者や家族の会が「ケア」を合い言葉に手を取り合い、お互いの経験に学びつつ、ケアを大切にする市民文化の醸成を目指してきた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本を代表するケアラー組織となった「認知症の人と家族の会」や精神障害者の分野では「日本のゲール」と称された旧岩倉村の家庭看護の取組、日本で初めての盲聾児の学校京都盲聾院などは、歴史的評価の定まった事実としてあることから明記してよいのではないかと思う。</li> <li>● 京都のケアとケアラーに関する先駆的な活動の歴史は、ぜひ入れてほしい。</li> </ul>	<p>◎ ここ京都では、これまで、認知症、身体・精神障害など様々な分野でのケアとケアラーに関わる先駆的な事業や活動が先人たちによって展開され、根付いてきた。</p> <p>◎ それぞれの分野に沿って活動してきた様々な家族会・当事者会が「ケア」を合い言葉に手を取り合い、お互いの経験に学びつつ、ケアを大切にする市民文化の醸成を目指してきた。</p>
<p>京都市でも、これまで、それぞれの分野において、ケアを受ける人やケアラーなど支援を必要とする人が適切に支援を受けられるための福祉基盤の整備を推進するとともに、複合的な課題を有する人への分野を横断した支援や、支援を必要とする人を社会的に孤立させないための伴走型支援を先駆的に実施し、推進してきた。また、京都の地域力を活かし、</p>		<p>◎ 障害、介護などの各分野において、支援を必要とする人が適切に支援を受けられるための福祉基盤の整備を推進してきた。</p> <p>◎ 複合的な課題を有する方に対する分野横断的な伴走型支援の推進について、本市は先駆的に実施してきた。</p> <p>◎ 京都の地域力を活かし、地域ボランティア等との連携に基づく地域づくりに取り組んできた。</p>

<p>地域のボランティア等の市民との連携に基づく地域づくりに取り組んできた。</p>		
<p>社会全体においても、この間、福祉介護政策が進展し、「介護の社会化」への取組や制度は充実してきた。</p>		<p>◎ この間の福祉介護政策の進展の中で「介護の社会化」への取組・制度も随分と充実してきたが、ケアラーへの社会的理解と支援、当該支援の認知度をさらに向上させる必要がある。</p>
<p>しかしながら、その一方で、昨今、家族の役割や在り方が大きく変容してきたにもかかわらず、依然としてケアは当然に家族が担うべきものという認識は根強く残っている。多くの場合において、家族への負担の偏りが大きくなっており、閉ざされた状況でケアを担っているケアラーが少なくないという実態がある。また、高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語、ひきこもり、不登校、依存症などのケアの要因及び範囲が拡大するとともに、ケアラーの属性も多様化し、それらに対する社会的認識も変化している。家族等のケアを日常的に担っている子どもであるヤングケアラー、進学や就職の選択、キャリア形成などに関わる人生の重要な移行期においてケアを担う若者ケアラー、仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー、ケアと子育てを同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者や親などに対する老老介護や障害のある子に対する老障介護を担う高齢のケアラーなど、それぞれが深刻なケアの課題に直面している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ケアラーの多様性に触れる部分で、仕事をしながらケアを担う「ワーキングケアラー」や育児と介護を同時に担う「ダブルケアラー」を加えてもらいたい。</li> <li>● 高齢者、知的障害、難病というワードは当事者としても入れて欲しいワードではないかと考えます。</li> <li>● 経済産業省において「ビジネスケアラー」の支援に取り組んでいるため、本条例の前文にも「ビジネスケアラー」の支援を推進していくようなことに言及すべきではないか。</li> </ul>	<p>◎ 昨今、家族の役割や在り方、多様性（*）は大きく変容してきたにもかかわらず、依然としてケアは、当然に家族が担うべきものという認識は根強く、多くの場合において家族への比重が大きくなっており、閉ざされた介護生活を送るケアラーが少なくないというのが実態。</p> <p>* ケアの多様性 … 高齢、認知症、障害、難病、精神障害、ひきこもり、外国語話者など</p> <p>* ケアラーの多様性 … ヤングケアラー、若者ケアラー、ワーキングケアラーなど</p>
<p>このような社会の状況の下、京都市は、ケアラーへの社会的理解の促進と包括的な支援の拡大を図り、ケアを受ける人やケアラーへの支援を社会全体で行っていくとともに、多種多様なケアラーの状況に寄り添った適切かつ切れ目のない支援を実現させていかなければならない。そして、全てのケアラ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実際にはケアラーであるのに自覚がない。現実には支援を求めているのに、その発想がないという場合も多い。その点に、社会的理解を求めるような内容を前文に取り入れてもらいたい。</li> <li>● ケアラーが自分自身の生き方を選ぶ権利があることを入れることが必要。</li> </ul>	<p>◎ ケアラーへの社会的理解と具体的な支援の拡大を図る。</p> <p>◎ ケアを家族だけの責任にせず、社会全体で支える風潮・制度を構築する。</p> <p>◎ ケアラーの身体的・精神的・社会的健康があつてこそ、ケアを受ける人々に対しても質の高いケアを提供する</p>

<p>一が、単にケアを担う人としてだけではなく、この社会に生きる一人の市民として尊重され、自分らしく人生を全うし、自己実現を図ることができる社会を実現しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ケアラーとケアを受ける人双方の自己実現が明記されるとよい。</li> </ul>	<p>ことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ ケアラーが、単にケアを担う人としてだけではなく、この社会に生きる一人の市民として尊重され、自分自身の人生を全うし、自己実現をはかることができる社会の実現を図る。</li> </ul>
<p>京都市は、今後、社会情勢の変化に応じて適切かつ効果的な施策を継続して実施していくため、ケアラーとその支援者の共同の輪を広げ、全てのケアラーが安心し、かつ、希望をもって自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自分らしくケアを担うことができる社会」という部分について、ケアラーがケアを担うということを含めて自分自身の人生の全てを包摂した「生きる」という表現がふさわしい。</li> <li>● ケアをみんなで支え合い、協力し合っていくのが大切だと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 京都におけるケアとケアラーの先駆的な歴史と伝統に相応しい、ケアラー当事者・支援者との共同の輪が広がるように。</li> <li>◎ ケアがこの社会存立の基礎的な条件として尊重され、社会の理解と支援の輪が広がることで、ケアラーが安心し、かつ、希望をもって、自分らしくケアを担うことができる社会の実現を目指して、条例を制定する。</li> </ul>

## ■ 京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案【全文】

## 京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例

高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする家族等に対する介護、看護、日常生活上の世話などの「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。ケアは社会の存立の基礎的な条件として尊重されるべきものであり、ケアを担うケアラーもまた尊重されなければならない。

ここ京都では、日本初の聴覚及び視覚障害児の教育機関の設立や、精神障害の分野での地域的な看護の取組、認知症の人とその家族の会の設立など、先人たちによってケアとケアを担うケアラーに関わる先駆的な事業や活動が展開され、根付いてきた。また、それぞれの分野において活動してきた当事者や家族の会が「ケア」を合い言葉に手を取り合い、お互いの経験に学びつつ、ケアを大切にする市民文化の醸成を目指してきた。

京都市でも、これまで、それぞれの分野において、ケアを受ける人やケアラーなど支援を必要とする人が適切に支援を受けるための福祉基盤の整備を推進するとともに、複合的な課題を有する人への分野を横断した支援や、支援を必要とする人を社会的に孤立させないための伴走型支援を先駆的に実施し、推進してきた。また、京都の地域力を活かし、地域のボランティア等の市民との連携に基づく地域づくりに取り組んできた。

社会全体においても、この間、福祉介護政策が進展し、「介護の社会化」への取組や制度は充実してきた。

しかしながら、その一方で、昨今、家族の役割や在り方が大きく変容してきたにもかかわらず、依然としてケアは当然に家族が担うべきものという認識は根強く残っている。多くの場合において、家族への負担の偏りが大きくなっており、閉ざされた状況でケアを担っているケアラーが少なくないという実態がある。また、高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語、ひきこもり、不登校、依存症などのケアの要因及び範囲が拡大するとともに、ケアラーの属性も多様化し、それらに対する社会的認識も変化している。家族等のケアを日常的に担っている子どもであるヤングケアラー、進学や就職の選択、キャリア形成などに関わる人生の重要な移行期においてケアを担う若者ケアラー、仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー、ケアと子育てを同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者や親などに対する老老介護や障害のある子に対する老障介護を担う高齢のケアラーなど、それぞれが深刻なケアの課題に直面している。

このような社会の状況の下、京都市は、ケアラーへの社会的理解の促進と包括的な支援の拡大を図り、ケアを受ける人やケアラーへの支援を社会全体で行っていくとともに、多種多様なケアラーの状況に寄り添った適切かつ切れ目のない支援を実現させ

ていかなければならない。そして、全てのケアラーが、単にケアを担う人としてだけでなく、この社会に生きる一人の市民として尊重され、自分らしく人生を全うし、自己実現を図ることができる社会を実現しなければならない。

京都市は、今後、社会情勢の変化に応じて適切かつ効果的な施策を継続して実施していくため、ケアラーとその支援者の共同の輪を広げ、全てのケアラーが安心して、かつ、希望をもって自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援(以下「ケアラー支援」という。)に関し、その基本理念を定めて、本市、市民等、事業者、関係機関及び学校等の責務や役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。
- (2) ケアラー 高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者をいう(ヤングケアラー(当該者と同様にケアを提供するおおむね18歳未満のもの)及び若者ケアラー(当該者と同様にケアを提供するおおむね18歳以上40歳未満のもの)を含む。以下同じ。)
- (3) 市民等 市民、通勤者及び通学生並びに本市の区域内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 本市の区域内で事業を行う者をいう。
- (5) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (6) 学校等 前号の関係機関のうち、ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。
- (7) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

#### (基本理念)

第3条 ケアラー支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにすること。

- (2) 本市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図り、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、社会全体で支えること。
- (3) ケアラーの置かれている家庭環境、日常生活で使用する言語等、ケアラーの多様性に配慮すること。
- (4) ケアラーに対するあらゆる支援について、個々のケアラーの意向を尊重し、ケアラーの実態を踏まえた適切なものとする。
- (5) ヤングケアラーに対する支援について、ヤングケアラー自身の意向を適切に把握し、及び尊重したうえで、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるようにすること。
- (6) ヤングケアラーから若者ケアラーへの移行など、ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容等ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、支援が適切かつ切れ目なく行われるようにすること。

#### (本市の責務)

第4条 本市は、基本理念にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、及び実施するものとする。

- 2 本市は、支援を必要としているケアラーについて早期かつ適切に実態を把握するよう努めるものとする。
- 3 本市は、ケアラー支援に関する施策の実施に当たっては、ケアラー及びその関係者の意見を踏まえ、国及び京都府並びに市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等と緊密に連携するとともに、必要に応じて関係者間の調整に努めるものとする。
- 4 本市は、市民等、事業者及び関係機関が、次条から第8条までの規定による役割を果たすため、これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

#### (市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、ケアラーが置かれている状況及びケアラーを社会全体で支えることの必要性についての理解を深めるとともに、ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深めるとともに、その事業を行うに当たっては、ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、業

務に従事させるに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 3 事業者は、本市、関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

#### (関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その業務を行うに当たっては、ケアラー支援に関する本市の施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識するとともに、業務を通じて関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、情報の提供、適切な支援等を行うことができる他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 関係機関は、本市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

#### (学校等の役割)

第8条 学校等は、園児、児童又は生徒のうち潜在的なヤングケアラーの把握に努めるとともに、園児、児童又は生徒がヤングケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、修学に当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に積極的に応じるよう努めるものとする。
- 3 学校等は、ヤングケアラーであると認められる園児、児童又は生徒について、そのプライバシーに配慮するとともに、当該園児、児童又は生徒がケアラーであることに関連するいじめ等により学校生活に支障をきたすことがないよう配慮するよう努めるものとする。
- 4 学校等は、本市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

#### (ケアラー支援に関する基本的施策)

第9条 本市は、全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) ケアラーに対する包括的な支援に関する施策
- (2) ケアラーの多様性に配慮した支援に関する情報提供及び適切な支援につなげるための相談支援に係る包括的な体制の整備に関する施策
- (3) ケアラーがケアの方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関する施

## 策

- (4) ケアラーが就労、就学、休息、休養その他の事由によりケアができなくなった場合に、一時的にケアを提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関する施策
- (5) 学校生活又は社会生活を円滑に営むうえでの困難を有するケアラーに対する修学又は就業に係る支援（当該困難を有していたために学校生活又は社会生活の機会の一部又は全部を失ったケアラーに対するものを含む。）に関する施策
- (6) ケアラー同士の交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関する施策
- (7) ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援のために必要な事項に関する施策

### （広報及び啓発）

- 第10条 本市は、社会におけるケアラーの存在を広く市民等に認知させることで、潜在的なケアラーにおいて自身がケアラーの役割を担っているということの気付きを促し、当該ケアラーの支援につなげるよう努めることとする。
- 2 本市は、社会全体としてケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まることでケアラー支援が推進されるよう、年齢、言語等にかかわらず、広く情報の受け手である市民に分かりやすい広報及び啓発に努めなければならない。
- 3 本市は、前2項の規定によるケアラーに関する認知及び理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

### （施策の実施体制の整備）

第11条 本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するための計画を策定し、その実施のために必要な体制を整備するものとする。

#### 2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) ケアラーの支援に関する基本方針
- (2) ケアラーの支援に関する具体的な施策
- (3) その他ケアラー支援に関する施策を実施するために必要な事項

3 本市は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、局区等が横断的に連携するとともに、適宜その実施状況について検討し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする。

### （施策についての協議の場）

第12条 本市は、前条第1項の計画の策定及びケアラー支援に関する施策について、当該計画及び当該施策が適切かつ効果的なものとなるよう、ケアラー及びその関係

者に積極的に意見を聴き、施策の実施状況等を共有するための協議の場を設けるものとする。

2 前項の協議の場の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(財政上の措置)

第13条 本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。